

國を再び生かして、獨立國になすことができるかもしません。またぜひひうしなければならぬ。しかしながら、はたしてその責任を盡すことができる、や否やは大問題であります。

現に日本を滅亡に導いた同じ人間でありますから、魂も根本的に入れかえなければならぬ。すなわち今までしたような選挙のしかたをすれば、滅亡の上にさらに過ちを犯して、再び生き返ることはできない、という結果に落ちるのである。

殊にわが國現在の議會制度及びその運用は、非常に過ちが多いことを認めなければなりません。諸君の日常なところのものを拜見いたしますると、現在やつておるこの憲法の運用が正しきものであると考えておいでるかのごとく見えますけれども、現在の運用は、根本的に間違つておるのであります。これを第一に御承知を願いたい。間違つておらなければ、明治、大正の中経て、大分よい國になつたところの國民の知恵も遺憾も、まだ舊憲法すら満足に行なうことができないという程度である氣ずかいはないのであります。(拍手)これを陥れたといふことが、世の中を経て、なほさら容易に正しく行なう新憲法は、なおさら容易に正しく行なうことができないということだけは、お認めにならなければならない。これをわからんならば、さらにつれて、勝手なわけもわからぬ理窟をつけて、立派に運用であります。がごとくお考えになると、これは亡國の上にさらに過ちを重ねる途であつて、日本を復活せしめることは絶対にできません。

討論會のごとく、恐しい、はげしい言葉を用いて、互いに悪口譴説するのではなく、議會の眞面目と心得て、今日もなおそれを繼續してござるよう見受けられます。(拍手)第一にこれを改めなければならぬ。しかしながら、このことについて私は大責任があります。かくのごとき間違つたる議會運用の例を開いたのは、殘念ながら私どものである。(笑) 聲、拍手)それは懺悔すると同時に、深くお詫びをせなければならぬ。われくが四、五十年間やつたことがどうやら手本になつて、今日もなお各黨、各派みなやつておいでるようでありますけれども、これは非常に悪いことがあります。その悪い戰法、戰略をなぜ用いたかということは、あとから詳しく述明いたしますが、容易ならざる原因があつた。

て、引きもどつたということをござらんになれば、日本というものは、その當時は地理的名稱であつて、未だ國家をなしておらぬ。國家の實權を握つておつたものは藩であつて、藩は兵馬の權を握つております。生殺與奪の權を握つておる。法律もつくれば、租稅もとります。しかし藩札と稱して貨幣も發行をしておりました。生殺與奪の權を握り、兵馬を養い、貨幣も發行すれば、何と名づけようとも、されば事實の獨立國であります。この獨立國が三百いくつあつて、日本という地理的名稱のもとに進んでおつたのが、明治四年までの状況である。このことをよく心に入れておおきになりませんと、私のいふことはおわかりにならぬはずであります。

較的兵馬の權も何も弱かつたものと見えて、遂に四箇國の連合から追いのは、られて、薩摩と長州の政府になつた。これが明治の初めの働きであります。その薩長政府の二箇國の支配のもとに立つておるときには、國會が開かれますから、公平に見ますと、日本一箇國は、日本という全體は、わずか摩と長州という強國の支配を受けておつたのである。われ／＼が議會に立つて働いた第一の目的は、この薩摩と長州という強國を何とかしてたゞき拂つて、日本人全體のものにしたと、いうのが、われ／＼の唯一の目的であつたのであります。

員のほかは、何人といえども出席を許すべきははずのものでない。ということは、常識上子供でもわかるはずである。いわんや發言などということは、もつてのほかのことである。議事堂といふものは、議員のほかは何人も入れるべきものではない。たゞ行政部と立法部の調和をはかるために、行政部の人の説明等も聽くべき必要があるところには、委員會でも開いて、非公式にそこに行政官を呼び出して説明させるというものが、普通の立憲政治の運用方法である。

その委員會として一番大切なのは全院委員會であつて、こゝには全部が集まつて非公式の會を開いて、打ち合って、政府の役人らにも、委員會にだけは大臣を初めとして出席發言を許し、その他には一切許さぬというのが正しい運用の途である。しかるに不幸にしてわれくの力では、いろくの事情もあつて、その一番大切な全院委員會をばらく／＼開かなくて、ほかのこととで鬭つておつたものでありますから、今日もたゞその悪い習慣を手本にして、現在の諸君もやはり全院委員會の運用及び利用ということをなさらぬようであります。これらが根本の間違いであります。

しかして議員といふものは——これも歐米諸國の先進國でも行われておらぬから、日本ですぐ行えといふことは無理でありますけれども、全體議員ともなるべきものが、みずから立つて候補者になつて、どうかおれを選んでくれなどといふことは、民主主義の精神に背く動らきであります。まことに全國の人民が、魂のはいつた人間である

ならば、選挙人の方が集まつて適当な人を選んで、どうかおれ達の生命財産を、おれ達に代つて保護してくれといつて、議員に頼むのがほんとうの筋道である。この筋道は小さいところでは行われておる。町村の總代とか、ある團體の總代を選ぶ場合に、日本においても、總代となるべきものが運動して、どうかおれを總代に選んでくれなどといふ見苦しい働きはせぬと思います。みな頼む方が費用も何も受持つて、どうかあなたはこの村を代表し、あるいはこの團體を代表して、われわれの利益を保護してくれといつて、頼む方が運動すべきものである。

おりますから、全世界にこのやり方を廣めたいと、いう希望はもつておつけれども、無力不徳にして、日本にすら代そのことを行つておりますから、今日ではやゝその規則になつております。現にこの前の總選舉のときのときは、秋はごらんのごとく老衰して、目もきかず、耳も役に立たぬ。とても議員の職務は務まらぬのみならず、國を亡國に導いたという責任をも痛感いたしまして、私は辭退した。もう議員には決してならぬというお斷りは發しましたけれども、從來の慣例が残つて、やはり選舉區の人は私を選んだ。むろん私は一錢の費用も、一通の手紙も出しません。三代も養成したのであるから、それであつても當選はいたしました。これが正しき道である。

けれども私は、それをすぐ日本全國に行えなどとは申しません。歐米にすらもまだ満足に行わわれておらぬ道である、日本において行われぬのは無理はないから、諸君がみづから候補者となつて、自分の金を使つて、ほとんど哀訴嘆願のごとく、選んでくれるような運動をするものがあつても、心には笑いますけれども、表はとがめずにあります。けれども行く／＼は、その本筋も行わなければならぬということだけは、今からお考えを願いたい。決してそこまではいかぬけれども、この次は國家を生かすか、もうこのまゝ殺してしまふかという、國のわかれ目の第一回の總選舉をありますから、これまでやつたようなやり方は、絶対におやめを願いたいのであります。

これまでやつた通りのやり方を繰返しますれば、現在のような議員ができます。現在の議員は、はたして議會の責任を盡しておるとお考えになつておられますか。私は實に申しけないが、自分はその責任の十分の一も盡していないということを自覺しております。およそあたりまえならば、この大戰争が終つて一年半も経ちましたならば、日本は戦爭の禍いをいくばくか輕くる方に向わなければならぬはずであるが、現在の日本の狀態はいかゞに相なつておりますか。一年半ばかりの間に、衣食住その他の生活に關する困難を感じるところの悲慘な狀態が、どれだけか直りましたか、直らぬか。私は目と耳がふさがつておりますから、日本の現狀を親しく見ることはできませんけれども、たま／＼私の耳目ににはいるところによれば、むしろ悪くなるとも、よくなつておらぬようではあります。なぜでありますか。行政部も立法部も、當然盡さなければならぬ職務を盡さないから、悪くなるのである。あたりまえのことさえすれば、悪くなるはずがないのです。あります。あれほどの大戰争はやんただ。これからは少しでもよくならなければならぬが、現在なお悪くなりつゝある。また悪くなるために手傳つておられます。今日の狀態は、一軒でいえば、父母が今ともに大病で、生きるか死ぬかの境に立つておるときである。このときにあたつて、兄弟喧嘩を枕もとでしておつて、それが父母の病氣にどういう影響を及ぼすかということは申すまでもなくわかつておる。日本はそういう状態である。日本は今瀕死の状態である。獨立権を失つて、外

國事が駐在しておる、あわれはかなき状態である。父母が死にかけておる、大病にかゝつておると同じ状態にある。

そのときにおいて、行政部、立法部は何をしておる。議會では倒閣運動をいたします。政府彈劾をいたします。内閣更迭も企てる。まるで父母の枕もとで殴り合いをしておると同じような状態であることを、諸君は何とお感じになるのか。これが民主主義である。議會政治であるとお考えになつたら非常な誤りである。この他すべてのこと的根本を誤つて、相談場所を喧嘩場所とすることから始まつて、今日のことを悲惨な状態を醸しておるのである。

現にこの間のゼネラル・ストライキのごときも、もしされをやつたなれば、あのときによほど血が流れております。これが根據となつて、暴動内亂は各地に起つたであらうと思います。これはあまり私が悲觀し過ぎるというお感じもありましようけれども、わが國民は、きわめて感じの鋭い、輕佻浮薄な人間でありますから、かつては、たしか大正年間であつたと思いますが、米が一石五十圓になつてすらも、全國に三十何箇所という暴動が起つて、兵隊を繰出しました。米が一石五十圓どころではない、五百圓であるか五千圓であるかわからぬように上つていつて、その上に衣食住が非常に缺乏してゐる今日でありますから、動機さえあれば、全國に暴動内亂が起るといふくらいなことは、たれでも考えなければならぬはずのものであります。

かかるに議會その他のものは、暴動でもやつておる。政府も議會もこれを

とめようとせぬ。いよくこれは大變と、私は眠ることもできず心配しておると、度に殘念なることであるが、まぎわに至つて、アメリカの司令部がこれを止めました。實にはずかしいことをあります。國家の治安を保つために必要な措置を、日本人はこれだけおつても、行政部も立法部も少しも施さぬで、駐屯軍に——それを止めてもらつて、ようやく治安を維持してもらつたということは、實に殘念さわまるところであります。しかしながら、彼らが止めてくれたから、どうかこうかまだ今日の狀態を維持しておるのであります。止めずにおつたら、もうよほどひどい流血事件が各地に起つておるだろうと思ひます。

などということをいたしますれば、手當や給料をいくら殖やしても、食つていくことはできません。そのくらいのことは子供でもわかるはずである。

現に、運動を始めたころは、一月に六百圓もあればどうかこうか生きていけるというものもあつたそうですが、運動の末に至つては、もう七百圓では足らなくなる。なおもつと續ければ千圓にしても生きていけません。その例はヨーロッパに今回もいくらもあるが、この前の大戦争の後にもいくらもある。その事實を眼前に見ながら、それをやるといりに至つては、徳義の不足のみならず、知識も不足である。この知徳ともに缺けて、向う見ずの輕薄なる人間をこのまゝにしておけば、日本は結局自滅するほかにしかたがない。私は不幸にしてこれを深く確信するのであります。

自滅に陥るほかに到達點はないと思は
れます。たゞ／＼私の豫感が當つたか
ら、今度も當りはせぬかと憂えるので
あります。當らなければ、まことに祈
つてもない幸いであります。不幸に
して當るであろうと思う。こゝにおい
て私は、議會政治を根本的に改める、
今まで五十年間やり來つたことは、根
本から間違つてゐるということを御承
知願いたいのである。これには多少理
由があるが、そのことは後に詳しく説
明いたします。

しかして選舉のことは、從來やり來
つたことを根本的に改める、また選舉
民に向つても、私は根本に心がけを改
めよといふことを、今こゝでも忠告し
ておりますが、これからはなお忠告す
るはずであります。

第一に、金をよけい使う候補者に
は、もうそれきりで投票を入れるなど
いうことを私は言ふのであります。お
のれの金すらもむだ使いする人間を、
生命財産の監督者に選びますれば、人
の金をもなおむだ使いすることは請合
いであります。ゆえに選舉費を多少で
も使う者は、議員たるの資格なきもの
と鑑定せよと、私は全國選舉民に告げ
るのであります。

第二には、緣故情實、殊に職權等を
濫用して、緣故情實をたどつて投票を
集むるような者には、絶対に投票を入
れるな。かくのごとき者は、やはり緣
故情實によつて、自分のためにはいか
なる國家の損害でも顧みずやると、いう
資格を具えている者でありますから、
さような者には入れるな。

第三には、これは細微なことであり
ますけれども、他にも關係があるから

述べまするが、多くのはり札などではつて、同じ名前を十枚も百枚もはり出すというような人たちは、もうそれをもつて、この人は物のわからぬ人間であると判断して、投票を入れるなということであります。自分の名前の、しかも一つの名前に片かなと平安の振りがなをつけて、三様に書いたもはり札を、立派な紙に——この紙不足で必要な文書すらも出版もできない場合において、同じ所に何十枚も何百枚もはり出すというのは、ほとんど發狂的人間であると見てよろしいのであります。このかなをつける名前を使うなどいうことが、日本の今日の非常な失態であつて、全體名前というものは、人に知らせるためにつけるのである。讀めないような名前は、つける必要はないくらいのことは、わかりそななものである。それが日本全國古來の惡習慣のためにわからぬで、殊に上方の名前、恐多いが、皇族あたりのお名前になりますと、私どもくらいの知識では讀めません。なぜ讀めない名前をつけるか。讀めない名前をつける必要はないではないか。みなこれは教育の弊害である。中華民國の二千年か三千年前の古典に使われた文字を引出してきて、お名前に用いる。讀めようはずがない。年號もその通りで、昭和とか大正とか明治などという、みな中華民國の古典から出してつける。これにつけるがために、大化といふ、元龜、天正といつても、何年以前のことか私どもにはわからぬ。わざくあんな名前をつけて、わからぬようにするといふほど墨なことはありませんけれども、これがすべて日本の古來の教育の根本に間違っている原因となつてゐる。

は改めることを主張します。漢字を廢するということになれば、こういふかげたことは自然にやむだらうと思ひます。

要するに今度の選舉には、これまで何十回かやつたような選舉を、根底から改めて改良をするという心持をもつてお臨みを願いたい。それについて私は、天皇陛下は御大權の大部分を人民に御讓與になりましただけれども、古來日本の教育からして、政治的でなくとも、大層尊ばれて、全國民を動かす力がありますから、今回の總選舉は、既往の總選舉とはよほど違うという意味で、おのれの責任を明らかにすると同時に、その御趣意を明細に述べた詔を請いたいのであります。選舉肅正のためには必要な詔を、天皇陛下から下し賜わらんことを希望するのであります。このことは議會の決議としてお望みになることもよからう。あるいは政府が氣がついて詔勅を奏諭するもよからう。どうして、も陛下がいくばくかの責任、國家を滅亡に導いた責任をお感じになつて、これを生きかえす方に働くには、この選舉から改めなければならぬぞといふ懇切な詔を賜わりたく考えておるのであります。(拍手)

既にこれを陛下にお願いする以上は、御同様も前非を悔悟して、魂を改めて、次の選舉に臨むという事實を示さなければならぬ。それはどうしたらよろしいかといえば、今日は滅亡狀態に陥つて、外國の軍隊の支配の下に住んでおる世の中でありますから、この時にあつて、政黨派などを立てて互に軋轢するといふことは、實に

国家有害のことであるから、當分日本が立ち直るまでは政黨をば解散することを願うことを、斷然否認派が御賛成にならんことを熱望いたしました。これだけのことをせなければ、陛下だけに詔勅をお願いするということは、私は無理だと思います。上下一體として、陛下は責任上改めよという詔勅を發し、議會の方は、これまでの國を誤つた政黨派——亡國の手傳いをやはり政黨派は大いにしたのであります。がゆえに、これを解散する。

しかしながら立憲政治は、結局政黨政治でなければならぬはずのものでありますから、國家が回復し、進駐軍も撤退いたし、日本が純然たる獨立國となつて、もうあたりまえに生きていくことができる場合になつたならば、こゝで立派な政黨をつくるといふ、あたりまえの道を歩いてよろしいが、今日のごとく生きるか死ぬるかわからぬときには、政黨政派をつくつてお互に軋轢すれば、親を殺す助けとはなるけれども、親の病氣を治す手傳いには何にもなりません。ということは申すまでもない。ゆえにどうか、せつかくつくつた政黨ではありますけれども、今回の選舉に臨む前には、各党各派全部解散をいたして、舉國一體となつて選舉をやる。眞に正しい人、國のためになる人、緣故情實をやらない人、徒黨的働きをなさない公平なる人を選ぶということの立場で御出陣を願いたい。

實を申しますると、政黨の経験は、今生きておる人のうちでは、私が一番深いだらうと思います。この深い経験から見ると、日本人の、嬉しい間違えつけられた封建的の思潮感情のもとにおいては、ほんとうの政黨というものは

どうしてでもできません。徒黨はできません
す、封建的徒黨はできます。日本を三百
百いくつの團體にわかつて、お互に城
城を築いて攻め合ひような思想感情を
ば繼續するところの政黨はできます。
これは徒黨であつて、政黨ではござい
ません。

私が経験するところによれば、才閥の垣伯をいたゞいてつくつた改進黨も、板垣伯をいたゞいて政友會の組織にも、伊藤公をいたゞいて、これらに参画して、これらに働いていましたが、この三黨派とも、伊藤がやつて、も、大隈がやつても、板垣がやつても、どうしても政黨にはならなかつたのであります。みな徒黨になつてしまつた。無理はございません。數百年の間養い來つた封建的思潮感情が——朝一夕にして、半世紀やそこらで、立派な政黨がつくれると思つた私どもが、若氣の至り、むしろ無知の結果であつた。できません。どう働いても生きぬ。すぐ封建的徒黨になつてしまふ。ゆえに黨でこうきめる、黨議でこうきめれば、善惡正邪を問はず、それに服従した。それは政黨ではない、徒黨であります。

す。ゆえにこの意見には、まだ政黨の關係も新しい議員よりかよく知つておるべき自由黨、進歩系の人々が、第一番目に私に賛成しなければならぬ筋道である。しかるに反対した。これが正邪曲直を何も問はず、國のためを考え、黨の決議、すなわち黨の面目を維持するためには反対しなければならぬと考えたために、良心を背いて反対したものであると私は斷定する。(拍手)

その結果二度ほど恥をおかきになつた。第一の候補者は放逐せられた。第二の議長は辭職を餘儀なくせられた。これだけ恥をかいたならば、もうおわからぬようになります。(拍手)もう徒黨的思潮が骨髓にしみこんでいるといふ證據は、こゝに現われている。これまで總選舉に臨めば、現在の結果よりも悪くなつても、よくならぬことは、私は確信しております。どちらが當るか、いま二、三箇月経つてみれば結果がわかりますから、よく御記憶を願いたい。私一個の意見が當るか、諸君の意見が當るか、見てごらんなさい。私は今の精神で選舉に臨めば、次の總選舉は、現在よりかもつと悪い結果を生ずると豫感しております。どうぞお試し願いたい。

以上は、政黨をもしどうしても解散することができるのならば、どうかみな合同なさることを希望する。主義が違うとか、方針が違うなどといふことを、理窟ありげに述べる人がありますけれども、それは事實に合わない。違つた事實であります。今日のごとく日本には四つか五つの政黨がありまして、どれも過半數をもたない政黨でありますから、どれの黨派に投票を入れ

で勝たしても、その意見を行なうことはできません。現に自由黨と進歩黨が連合して政府黨となつてゐる。この黨派は多少意見が違うから、二つの黨派を結んでいるのである。もし意見が同一であつて、二つの黨を結ぶといならば、これは政黨ではない、徒黨である。何か他の目的で徒黨を結んでいるものである。意見が同一であるならば、一つにならなければならぬはずである。違うから黨を立つてゐる。違うものが連合するならば、おのゝその主張を曲げて、ある程度まで譲らなければ、連合的働きはできません。自由黨の意見も行われなければ、進歩黨の意見も行われない。兩方の意見を行なれないので、たゞ政府に立つておるということは、國に利益は一向ないのです。これが、たゞ多少譲り合つても、主義政策が幾分か行われると、いうことが、それだけが國のためにになりますけれども、その他は害になる。お互いに譲り合つて、牽制して、曖昧な、中途半端な働きよりできないということが、今日官紀紊亂、秩序亂れて無政府狀態に陥つた一つの大原因だと思います。

す。黨派に入れた投票はむだになることは、絶対過半數を占め得ない間は明らかであります。

アメリカ人やイギリス人は、二大政黨對立でありますから、人を選ばざれば、すぐ内閣を組織してその主義方針を行なうことができる。これは二大政黨對立の場合にして初めてできることである。三黨以上の黨派がある時には、譲り合ひよりほかに、政府を維持することもできない。譲り合ひとうといふことは、己れの主張、政策をある程度曲げることであるということである。どれだけ曲げるかわからぬものに投票を入れるということは、結局無意味な投票に近いものであるということを御承知願わなければならぬ。

ゆえにどうしても合同もせず、解散もできず、おの／＼政黨の立場に立つならば、全國選民は、なるたけそろいの人には當分の間投票を入れないことを宣傳するが、諸君もまたどうかその立場で選舉に臨まれたいと希望いたします。全く無益なことであります。よし絶対過半數を得る見込みがあつても、今日外國の軍隊が日本に駐屯しているといふのはずかしい間は、黨派に入れないで、まず黨も何も持たないで、全國一體となつてお互に譲り、お互に助け合つて、一刻も早く日本を生き返らせるように努めることが、眞に忠君愛國の道と考えております。

わが國人は、忠義とか愛國とかいう

ことはおそろしく心得ておるがごとく言いますけれども、もと／＼虚偽と迷信を根本として教えた忠君愛國の道でありますから、實際に當ると、全く無意味に諸君はやつております。いやしかし忠君愛國の心があるならば、今日この狀態の下において、別々に黨派を立てて争ひ合つて、お互いに主義主張の妨害をするというようなことは、できようはずがないのであります。一番困る米でも、政府が強權で出せと言えば、いや出すなどいう。どつちへも行けないで、いよ／＼食うことができなくなる。萬事その通りなのであります。

この前も申した通り、都會に火事が起つた時には、火の消し方とか、持場の争いをやつている場合ではない。めいめいの流儀によつてまず火を消して、かかる後、次の火事を待つまでの間には、消し方の流儀もよからぬ、持場の争いもよからうが、火事のまつ最中に喧嘩をして、都會をみな燒土にするということは、實に不得の至りであります。が、現在もそれをやつておる。

ゆえに日にます／＼悪くなる。今後いよいよ悪くなる。今日わざかに治安を維持しているのは、アメリカの兵隊があるためである。あれが引揚げてどちらんなさい。必ず暴動内亂が各地に起り、強盜、窃盜がます／＼ばげしくなる。はなはだしきに至つては、會議中議院に押し寄せるとか、總理大臣官邸に泊り込む。實に驚き入つたことである。國家が生死の關頭に立てる場合に

おこして、いやしくも忠君愛國の心のある者が、そんなことができるはずのものでございません。そういうことをすればするほど國は悪くなる。
朱にこつぶ國にゐる、ことはどうぞあります

ころの仕事はよくわかりませんけれども、なすところの働きには不同意の點が多いかも知れませんが、その主義主針には多大の同情をもつておる。どこの諸君の希望を通りるようにしたいといふ考えは、無力ながら始終もつております。またその主張も、ほんとうには理解しておりますから、それがかかる人々の本心か私にはわかりませんが、私は言葉は少し違うかも知れませんが、均産主義者であります。産を均しくする。共産というと、何か弱い人も強い人も、馬鹿も利口も、共同生活でもする主義のようと考えられますが、

をしてやむを得ぬ。力相當に生きると
いうのを、私は均産主義と申して い
る。これが一番よい途と考えておまりま
す。

もし共産主義者がそこまで同じであ
るとおつしやるならば、私は共産黨の
仲間を最も重んずるものである。し
かしその人たちが、もしロシヤがやつ
たようなあの道を踏んで共産を行おう
とお考えになるならば、私は殘念なが
ら絶対に反対せざるを得ない。(拍手)
ロシヤはロシヤらしく行い、日本は日
本らしく行わなければならぬ。ロシ
ヤでは、皇帝、皇族ことごとくみなご
ろしにしてマルクス主義を行いました

年入れられたのでは、私は死んでいるだらうと思う。十八年も辛抱するということは、實にえらいお方である。(笑聲、拍手)

いわんや、その方々は知識のない者非常にすぐれた人であると見えて、共産主義者の述ぶるところは、ときとき傳え聞くところで、ほかにも私は感心することが多いのである。ゆえにこの方々をして、どうか正しき道を踏ませたいと思つておりますが、それには國家が謝罪せよ、これまで虐待したこととは、非常に自分たちが悪がつたといふので、國家全體が謝罪をして、おわびをして、向うの人にもそれを改めてもらうという手續を踏まなければならぬと思います。(拍手)十年以上もあるいう無意味な虐待を受けますと、どうしても復讐心は非常に強くなるのが人情であります。殊に日本人は封建教育の結果、世界に類例のないほど復讐心が強いのであります。この日本人民の知識にすぐれた者を、いわれなく片はしから牢に入れる、何千人も入れたありますよう。中にはよほど殺したものもあるそうである。

一代だけ暮すのが、人間世界で一番悪いことを思つております。ゆえに共産主義と多分大同——近いでありまして、うが、私はよほど前から均等主義を主張している者であります。故に官職の相續は悪い。相續はすべて悪い。均等主義からいえば、爵位の相續も悪い、財産の相続も悪い、裸で生れて、育つことは親に育てられて、あとは獨立獨歩して力次第、どんなぜいたくな暮し

わびをしなければならぬが、殊に國家
がおわびをしなければならぬ。日本帝
國は、何にもわからぬ連中が寄り集ま
つて、共産主義と稱するものを非常に
虐待いたしました。承われば、この議
員中にも、十八年も牢に入れられたお
方があるという。驚き入つたることで
ある。えらいお方であると私は感心し
ている。私は一日牢に入れられてす
らも憤慨に至らなかつた。三

をつづつたのであります。これらの人
が病的にロシヤの眞似をしたいと思う
ならば、これを私は病的と言います。そ
の病源は國家がつづつて、骨髓にしみ
こむまで國家がこれを虐待したから、
その病氣が起つたのである。ゆえにこ
れを治すには、天皇を初めとして國家
がまず謝罪して、かかる後どうぞ改め
てくれと哀訴嘆願すべき筋道のものと
私は考えております。自分の悪いこと
をばかねばあげて、人の身をとがめる

で申譯ありませんけれども、これは誠心誠意から出たことであつて、この通りに行けば、悪くなるばかりである。その一番の證據は、次の總選舉の結果をござるにしなければ、日本は決して生き返ることはないでござん。今の通りに行けば、悪くなります。どうぞそれだけは御記憶を願いたいのである。(拍手) ○副議長(井上知治君) 尾崎君の申出につきましては、議長において適當に探討いたします。

探決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。「案の本文を讀んでもらわぬとわからぬ」と呼ぶ者あり。本決議案の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。「何の案だ」と呼ぶ者あり。改めて申し上げます。尾崎行雄君提出、選舉革正決議案、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(井上知治君) 起立多數。すなはち本案は可決されました。(拍手)

日程第一、昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財產の處分に關する件)、(政府提出)

第一 昭和十四年法律第七十八號改正する法律案(昭和十四年法律第七十八號を改正する。)を改正する法律案

昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案

(地方公共團体からの寄附については、これに実質上負担を生ぜしめたものに限る。) 又は寄附金による購入(地方公共團体からの寄附金については、これに実質上負担を生ぜしめたものに限る。) によつて國有となつた國有財産で、この法律施行の際、現に神社、寺院又は教會(以下社寺等)という)に対し、國有財產法によつて無償で貸し付けてあるもの、又は國有林野法によりて保管させであるもののうち、その社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、その社寺等において、この法律施行後一年内に申請をしたときは、社寺境内地処分審査会に諮詢して、主務大臣が、これをその社寺等に譲與することができる。

前條第一項に規定する行政処分について、訴願をした者は、前項の期間満了後も、その裁決書を受領した日から、なお三箇月内に、前項の賣拂の申請をすることがであります。

第三條 第一條第一項又は前條第一項の規定によつて、譲與又は賣拂をする國有財産の範囲は、勅令でこれを定める。

第四條 第一條第一項又は第二條第一項の規定によつて、譲與又は賣拂をことができる國有財産（以下從前の土地といふ）が、その譲與又は賣拂前に、耕地整理法による耕地整理又は都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区域整理の施行地区に編入せられた場合において、その從前の土地に係る換地処分に関する告示のあつた時から、一年以内に、申請をしたときは、第一條第一項に規定する從前の土地に係る清算金又は補償金については、その金額に相当する債権を、第一項に規定する從前の土地に係る清算金又は補償金については、その金額の半額に相当する債権をその社寺等に譲渡することができるものとす。

國が耕地整理法、都市計画法又は特別都市計画法の規定によつて、費用を負担せしめられる場合又は從前の土地に係る換地処分に関する、國が清算金を徴収せられ

る場合は、第一條第一項に規定する從前の土地に係る負担金又は清算金については、その金額に相当する債務を、第三條第一項に規定する從前の土地に係る負担金又は清算金については、その金額の半額に相当する債務を、の社寺等に負担せしめる。

第五條 従前の土地が、その譲與又は賣拂前に、耕地整理法による耕地整理又は都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区画整理の施行地区に編入せられた場合において、從前の土地にあつた社寺等が、その交付せられた換地以外の土地に移轉する必要のあるときは、主務大臣は、その社寺等が、換地処分の告示のあつた時から、一年内に、申請をしたときは、その社寺等に対し、第二條第一項に規定する從前の土地の換地及び從前の土地に定著する國有物権については、譲與を、第二條第一項に規定する從前の土地の換地及び從前の土地に定著する國有物件については、時價の半額で、賣拂することができる。

前項の規定によつて譲與又は賣拂をする場合には、社寺境内地処分審査会又は社寺保管林処分審査會に諮詢しなければならない。

第六條 この法律に規定する行政处分に対して、不服のある者は、訴願をすることができる。

前項の訴願を裁決する場合に

は、社寺境内地処分審査会又は社寺保管林処分審査會に諮詢しなけ

第七條 第二條第一項及び第五條第三項の規定による賣拂代金については、命令でこれを定める。
第九條 國有財產法の一部を次のとおりに改正する。
　　第一項 國有財產法の一部を次のとおりに改正する。
　　第二項 國有財產法の一部を次のとおりに改正する。
　　第三項 國有財產法の一部を次のとおりに改正する。

弊害を伴いますので、繰上補充は、同點者を除き、當選人が未だ確定しない當選承諾期間内に限つてこれを認めて、選舉の結果を得る限り速やかに確定させました。なお現行法による當選承諾期間は十日でありますから、るべき選舉の特殊性に鑑みまして、選舉の結果を得る限り速やかに確定させました。日間に短縮するために、特にこれを五日間に短縮することにいたしました。

第四は、選舉運動に關する事項であります。參議院議員選挙法の制定に伴い、選舉公報の制度を改めて、經歷公報の制度を採用することにいたしました結果、選舉公報の發行区域におきます文書の頒布制限に關する制限を撤廢するとともに、事後の挨拶行爲に關する制限をも撤廢することとしたのであります。なおさきに御協賛をいたさました參議院議員選挙法の改正に照應いたしまして、學校の兒童、生徒に對する特殊の關係ある地位を利用して行う選舉運動を禁止する旨の規定を新たに設けました。

第五は、選舉運動の費用に關する事項であります。選舉運動の費用の増大が、選舉界の腐敗をもたらす最大の原因である點に鑑みまして、選舉運動の費用の最高制限額の制度は、これを保持することにいたしたのはもちろんであります。さらにこれと併行して、議員候補者及び政黨その他の團體の選舉運動の收入、支出を公開せしめ、二者相まって、議員候補者及び政黨その他の團體の自肅を促しますとともに、一般選舉人に對する公正な判斷資料を提供することといたしました。選舉の公正明朗を期することにいたしたのであります。なお選舉運動の費用の最高額の基準は法律で定められております

が、これは必ずしも適當ではなく、かたがた現在の最高額も、最近の物價變動の状況からは適當ではなくつておるので、選舉施行時におきます物價等の事情を考量いたしまして、實際に即して適正に定め得るように、命令で定める金額とすることとしたのであります。

第六は、罰則に關する事項であります。最近におきまする物價の高騰の状況に鑑み、かつ參議院議員選舉法の規定との權衡上、罰金はこれを一律に十倍に引上げることといたしました。なお選舉運動の收入及び支出の公開性の採用、未成年者の學校の兒童及び生徒等に對しまする特殊の關係ある地位を利用する選舉運動の禁止等に併し、所要の罰則を整備したのであります。

第七は、選舉公營に關する事項であります。選舉公報の發行及び新聞紙による議員候補者の氏名等の公告は、最近におきます用紙等の状況よりいたしましては、とうていその實行が不可能であると認められるばかりでなく、兩者やゝ重複する感もありますので、參議院議員選舉法の例に倣い、選舉公報の發行と議員候補者の氏名等の新聞紙の公告を統合いたしまして、經歷公報を發行し、議員候補者の氏名、經歷等を掲載せしむることといたしました。なほ、公報は、總選舉のみならず、再選舉及び補缺選舉等にもこれを發行することにしましたので、これに伴い、再選舉及び補缺選舉の選舉期日を延長する措置を講じたのであります。

次に無料郵便物の制度は、參議院議員選舉法の改正に倣いまして、選舉運動のためにする通常葉書を、議員候補者一人につき一萬枚を限り無料を

もつて差し出しえるものといたしました。その他改正憲法、参議院議員選舉法の制定及び地方制度の改正に伴い、選舉に関する訴訟の出訴裁判所を高等裁判所といたし、演説會開催のために必要な施設の公營の対象となるべき學校の範圍を、公立學校ばかりでなく、官立及び私立學校をも含ませることとする等、必要な規定の整備を加えたのであります。

何とぞ速やかに慎重御審議の上、御協賛あらんことをお願ひいたします。

(拍手)

○副議長(井上知治君) 本案の審査を付託すべき委員の選舉についてお詰りいたします。

○山口喜久一郎君 本案は議長指名十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のことく決しました。

日程第三、教育基本法案の第一讀會を開きます。文部大臣高橋誠一郎君。

第三 教育基本法案(政府提出)

教育基本法案
第一讀會

第三 教育基本法案(政府提出)

教育基本法
教育基本法

われらは、個人の尊厳を重んじ、眞理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。い。

ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一條 教育の目的 教育は、人格の完成をめざし、平和的な國家及び社会の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とともに健康な國民の育成を期して行われなければならない。

第二條 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならぬ。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自發的精神を養い、他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第三條 (教育の機会均等) すべて國民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機会を與えられなければならないものであつて、人種、信條、性別、社会的身分、經濟的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

國及び地方公共團體は、能力があるにもかかわらず、經濟的理由によつて修學困難な者に対しても、奨学の方法を講じなければならぬ。

第四條(義務教育) 國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

國又は地方公共團體の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徵收しない。

第五條(男女共學) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならぬものであつて、教育上男女の共學は認められなければならない。

第六條(學校教育) 法律に定める學校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共團體の外法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める學校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられねばならない。

第七條(社會教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社會において行われる教育は、國及び地方公共團體によつて奨励されなければならない。

國及び地方公共團體は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、學校の施設の利用その他適當な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八條(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。法律に定める學校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九條(宗教教育) 宗教に関する規定の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

國及び地方公共團體が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十條(教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、國民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一條(補則) この法律に掲げる諸條項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

與いたしますること、すなわち立派な内容を充實させることは、國民の今後の不斷の努力にまたなければなりません。そうしてこのことは、一にかつて教育の力にあると申しましても、あえて過言ではないと考えるのであります。かくのごとき目的の達成のためにには、この際教育の根本的刷新を斷行いたしますとともに、その普及徹底を期することが、何よりも肝要で

通すべきものでありまして、これらの根本の理念並びに原則は、個々の教育法令に別々に掲げることなく、基本的な單一の法律に規定いたしまして、その他の教育法令は、すべてこの法律に掲げまする目的並びに原則に則つて制定せらるべきものとすることが適當であると考えるのでありますて、この法律をそこで教育基本法と稱した次第でござります。

つきり規定いたしました。さらに第五條、男女共學をおきましては、新憲法第一項の精神を敷衍いたしまして、男女共學を設きました。第六條として、男女共學をおきましては、學校の性格教員の身分について規定いたし第七條におきましては、社會教育の原則を説いたのでござります。第八條、政治教育における政治的教養の重要性並びに學校における政治的教養の重要性並びに學校教育におきましては、民主主義社會に

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

日程第四、裁判所法案の第一讀會を開きます。司法大臣木村篤太郎君。

第四 裁判所法案 政府提出

裁判所法案

裁判所法目次

第一讀

附した次第であります。 次にこの法案の内容について御説明申し上げますと、まずこの法律制定の由來、趣旨を明かにいたしまするがために、たゞいま申し上げましたところの前文を附してございます。次に本文にはいりましては、第一條に、新時代に即應すべき教育の理念を明らかにいたしまするがために、教育の目的を明示いたしました。次に第二條におきましては、このような教育の目的をいかに達成すべきか、その方針を明示いたしました。第三條、教育の機會均等のくだりにおきましては、新憲法第十條を第一項及び第二十六條第一項の精神を具體化いたしました。第四條、義務教育を二項の義務教育に関する規定を一層の

すべく、昨年九月内閣に設けられましたところの教育刷新委員會におきまして、約半歳にわたりまして、慎重審議を重ねましたところの綱要をもとゝたしまして、政府において立案作成したところのものでございます。何とぞご憤り御審議の上、御協賛あらんことを御願い申し上げる次第でございます。(拍手)

○副議長(井上知治君) 本案の審査が付託すべき委員の選舉についてお諮りいたします。

○山口喜久一郎君 本案は議長指名します。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔黒誠なし」と呼ぶ者あり〕

第三章 司法修習生	第五編 裁判事務の取扱
第一章 法廷	第二章 裁判所の用語
第六編 司法行政	第三章 裁判の評議
第七編 裁判所の経費	第四章 裁判所の共助
第一編 総則	
第一條 (この法律の趣旨)	
憲法に定める最高裁判所及び下級裁判所	
裁判所については、この法律の定めるところによる。	
第二條 (下級裁判所)	
は、高等裁判所、地方裁判所及簡易裁判所とする。	

支離に附することなく、國民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覺のものとし、教育の目的を遂行するに必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一條(補則) この法律に掲げる諸條項を実施するために必要がある場合には、適當な法令が制定さ

かゝる教育刷新の第一前提といたしまして、新しい教育の根本理念を確立明示する必要があると存するのであります。それは新しい時代に即應する教育の目的、方針を明示し、教育者並びに國民一般の指針たらしめなければならぬと信ずるのでござります。

以上申し述べました理由に基きますて、この法案を作成したございますが、この法案は、教育の理念を宣言する意味で、教育宣言であるとも見られる意味で、教育宣言であるとも見らるましようし、また今後制定せらるべき各種の教育上の諸法令の準則を規定するという意味におきまして、實質的にも、教育に關する根本法たる性格をもつものであると申し上げ得るかと存じます。従つて本法案には、普通の法律によは異例でありますところの前文を

における政治教育の限界を示したのです。第九條、宗教教育におきましては、新憲法第二十條の信教の自由中の規定が、教育上いかに適用せらるべきであるかを示したのであります。第十條、教育行政の條トにおきましては、教育行政の任務とその限界を明らかにいたした次第でござります。

第一編 総則	第三編 最高裁判所
第二編 下級裁判所	第一章 高等裁判所
第三編 地方裁判所	第二章 地方裁判所
第四編 簡易裁判所	第三章 簡易裁判所
第一章 裁判所の職員及び司法監督	
第二章 裁判官	
第三章 裁判官以外の裁判所	

1

卷之三

判所

卷之三

方案

1

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

日程第四、裁判所法案の第一讀會を開きます。司法大臣木村篤太郎君。

裁判所法	第一編 総則
第一條 (この法律の趣旨) 日本国憲法に定める最高裁判所及び下級裁判所については、この法律の定めるところによる。	第一條 (この法律の趣旨) 日本国憲法に定める最高裁判所及び下級裁判所については、この法律の定めるところによる。
簡易裁判所とする。	第二條 (下級裁判所) 下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所及

下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定める。

第三條（裁判所の権限） 裁判所は、日本國憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特別を規定し、その他法律において特別を規定する。

上級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定める。

前項の規定は、行政機關が前審として審判することを妨げない。

この法律の規定は、刑事について、別に法律で審査の制度を設けることを妨げない。

第四條（上級審の裁判の拘束力） 上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。

第五條（裁判官） 最高裁判所の裁判官は、高等裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

下級裁判所の裁判官は、高等裁判官は、その長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

第六條（所在地） 最高裁判所は、これを東京都に置く。

第二編 最高裁判所

第七條（裁判権） 最高裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 上告
二 訴訟法において特に定める抗告
第八條（その他の権限） 最高裁判所は、日本國憲法に特別の定ある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特別を規定する。

第九條（大法廷・小法廷） 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第十條（大法廷・小法廷） 最高裁判所は、全員の裁判官の員数及び裁判をする。

大法廷は、全員の裁判官の員数、小法廷は、最高裁判所の員数及び裁判をする。

各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。

各合議体では、最高裁判所の定める員数の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることができます。

第十條（大法廷及び小法廷の審判） 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但是、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。

当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。

二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は处分が憲法に適合しないと認めるとき。

三 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のとした裁判に反するとき。

四 刑法第七十七条乃至第七十九条の罪に係る訴訟の第一審

第十五條（構成） 各高等裁判所は、高等裁判所長官及び相應な員数の判事でこれを構成する。

第十六條（裁判権） 高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 地方裁判所の第一審判決に対する控訴

二 第七條第二号の抗告を除いて、地方裁判所の決定及び命令に対する抗告

第十七條（その他の権限） 高等裁判所の権限を有する。

第十八條（合議制） 高等裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取扱う。但是、左の事項について裁判権を有する。

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪（刑法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百三十一条の罪及びその未遂罪並びに昭和五年法律第九号第二條又は第三條の罪を除く。）に係る事件

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

二 合議体で審理及び裁判をする旨を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但是、法廷で合議体で審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

二 合議体で審理及び裁判をする旨を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但是、法廷で合議体で審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

二 合議体で審理及び裁判をする旨を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

左の事件は、裁判官の合議体でこれを構成する。

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪（刑法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百三十一条の罪及びその未遂罪並びに昭和五年法律第九号第二條又は第三條の罪を除く。）に係る事件

訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議

体で審理及び裁判をすべきもの

と定められた事件

前項の合議体の裁判官の員数

は、三人とし、そのうち一人を裁

判長とする。

第二十七條（判事補の職務の制限）

判事補は、他の法律に特別の定の

ある場合を除いて、一人で裁判を

することができない。

第二十八條（裁判官の職務の代行）

地方裁判所において裁判事務の取

扱上さし迫つた必要があるとき

は、その所在地を管轄する高等裁

判所は、その管轄区域内の他の地

方裁判所の裁判官に当該地方裁判

所の裁判官の職務を行わせること

ができる。

第二十九條（司法行政事務）最高

裁判所は、各地方裁判所の判事の

うち一人に各地方裁判所長を命ず

る。

各地方裁判所が司法行政事務を

行うのは、裁判官会議による

ものとし、各地方裁判所長が、こ

れを総括する。

各地方裁判所の裁判官会議は、

その全員の判事でこれを組織し、

各地方裁判所長が、その議長とな

る。

第三十條（事務局）各地方裁判所

の庶務を掌らせるため、各地方裁

判所に事務局を置く。

第三十一條（支部・出張所）最高

裁判所は、地方裁判所の事務の一

部を取り扱はせるため、その地方

裁判所の管轄区域内に、地方裁判

所の支部又は出張所を設けること

ができる。

最高裁判所は、地方裁判所の支

部に勤務する裁判官を定める。

第三章 簡易裁判所

第三十二條（裁判官）各簡易裁判

所に相應な員数の簡易裁判所判事

を置く。

第三十三條（裁判権）簡易裁判所

は、左の事項について第一審の裁

判権を有する。

一 訴訟の目的の價額が五千円を

超えない請求（行政処分の取消

又は変更の請求を除く。）

二 剽金以下の刑にあたる罪又は、

選択刑として剽金が定められて

いる罪に係る訴訟

科することができない。禁錮以上の刑を

科するのを相当と認めるとき

は、訴訟法の定めるところによ

り事件を地方裁判所に移さなけれ

ばならない。

第三十四條（その他の権限）簡易

裁判所は、この法律に定めるもの

の外、他の法律において特に定め

る権限を有する。

第三十五條（一人制）簡易裁判所

は、一人の裁判官でその事件を取

り扱う。

第三十六條（裁判官の職務の代行）

簡易裁判所において裁判事務の取

扱上さし迫つた必要があるとき

は、その所在地を管轄する地方裁

判所は、その管轄区域内の他の簡

易裁判所の裁判官又はその地方裁

判官の職務を行わせることができ

る。

第三十七條（司法行政事務）各簡

易裁判所の司法行政事務は、簡易

裁判所の裁判官が、一人のときは、

その裁判官が、二人以上のときは、

最高裁判所の指名する一人の裁判

官がこれを掌理する。

第三十八條（事務の移轉）簡易裁

判所において特別の事情によりそ

の裁判官が、二人以上のときは、

最高裁判所の指名する一人の裁判

官がこれを認証する。

第四十一條（最高裁判所の裁判官の任命資格）最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。

一 高等裁判所長官

二 判事

三 簡易裁判所判事

四 檢察官

五 弁護士

六 別に法律で定める大学の法律

学の教授又は助教授

五 年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上同項第一号乃至第六号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判官任命諸問委員会に関する規程は、政令でこれを定める。

最高裁判所長官及び最高裁判所の任命は、國民の審査に関する法律の定めるところにより國民の審査に付される。

前項の規定の適用については、

又は二以上に在つた者が裁判所事務官又は司法事務官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用について

各号に掲げる職の在職とみなす。

前二項の規定の適用について

は、第一項第三号乃至第五号及び

前項に掲げる職に在つた年数は、

司法修習の修習を終えた後の年

数に限り、これを當該職に在つた

年数とする。

三年以上第一項第六号の大学の

法律学の教授又は助教授の職に在

つた者が簡易裁判所判事、検察官

又は弁護士の職に就いた場合にお

いては、その簡易裁判所判事、檢

察官副検事を除く。）又は弁護士

の職に在つた年数については、前

項の規定は、これを適用しない。

第四十二条（高等裁判所長官及び

判事の任命資格）高等裁判所長官及び判事は、左の各号に掲げる職の

一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 檢察官

四 弁護士

五 教授又は助教授

五 年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上同項第一号乃至第六号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判官任命諸問委員会に関する規程は、政令でこれを定める。

最高裁判所長官及び最高裁判所の任命は、國民の審査に関する法律の定めるところにより國民の審査に付される。

前項の規定の適用については、

又は二以上に在つた者が裁判所事務官又は司法事務官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用について

各号に掲げる職の在職とみなす。

前二項の規定の適用について

第八十二条（事務の取扱方法に対する不服）裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服

は、第八十條の監督権によりこれを処分する。

第七編 裁判所の経費

第八十三条（裁判所の経費）裁判所の経費は、独立して、國の予算に計上しなければならない。前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

裁判所構成法、裁判所構成法施行条例、判事懲戒法及び行政裁判法は、これを廃止する。

〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

○國務大臣（木村篤太郎君）たゞいま議題となりました裁判所法案の提案理由を御説明申し上げます。

日本國憲法は、その第六章において司法に關する規定を設け、現行憲法の司法に關する規定に著しい改正を加えましたことは、各位御承知の通りであります。従いまして現行憲法のもとに、裁判所構成法によつて定められております裁決所制度も、これにより改正の必要を生ずるに至つた次第であります。政府におきましては、改正憲法を立案いたす運びと相なつた次第であります。

次に本法案の内容について、重要な諸點を概略御説明申し上げたいと思ふ。この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

います。その第一は、裁判所の設置について、最高裁判所のことは、改正

方法に対して申し立てられた不服は、第八十條の監督権によりこれを処分する。

下級裁判所についてのみ定め、これを憲法で直接定められておりませんので、所の経費は、独立して、國の予算に計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

司法院機関たらしめることを期しているのであります。

第二に、下級裁判所のうち、高等裁判所についたしまして、個々の裁判所の設立、廢止及び管轄区域につきましては、別に法律で定めることとしたま

した。これらの法律案も、やがて提案いたす運びと相なつておる次第であります。

第三に、裁判権につきましては、裁判所は從來の民事、刑事のほか、いわゆる行政事件にもわたりまして、一切の法律上の争訟を裁判することを明らかにし、また行政機關が行政處分について審判をする場合との關係をも明らかにしているのであります。もつとも改正憲法が直接規定をいたしております兩院議員の資格に關する争訟及び裁判官の彈劾に關する裁判は、もとより

かにしているのであります。もつとも改正憲法が直接規定をいたしております兩院議員の資格に關する争訟及び裁判官の彈劾に關する裁判は、もとより

司法院機関たらしめることを期しているのであります。もつとも改正憲法が直接規定をいたしております兩院議員の資格に關する争訟及び裁判官の彈劾に關する裁判は、もとより

度に統一し、將來の法曹は、在朝在野を問はず、司法修習生の修習を終つた者であることを必要とし、その修習を最高裁判所の管理に屬させて、法曹の素質の向上を期しておるのであります。

第四に、下級裁判所のうち、高等裁判所についたしまして、個々の裁判所の設立、廢止及び管轄区域につきましては、別に法律で定めることとしたま

した。これらの法律案も、やがて提案いたす運びと相なつておる次第であります。

第五に、司法行政について、最高裁判所を最高の監督機關とし、改正憲法の規定により、最高裁判所以下各裁判所でこれを行ひ、その事務を處理するため、簡易裁判所以外の各裁判所にそれらの事務局を設け、所要の職員をおくこととしたとしているのであります。

第六に、司法行政について、最高裁判所を最高の監督機關とし、改正憲法の規定により、最高裁判所以下各裁判所でこれを行ひ、その事務を處理するため、簡易裁判所以外の各裁判所にそれらの事務局を設け、所要の職員をおくこととしたとしているのであります。

第七に、裁判所の経費につきましては、司法院機関たらしめることを期しているのであります。もつとも改正憲法が直接規定をいたしております兩院議員の資格に關する争訟及び裁判官の彈劾に關する裁判は、もとより

かにしているのであります。もつとも改正憲法が直接規定をいたしております兩院議員の資格に關する争訟及び裁判官の彈劾に關する裁判は、もとより

の際、山口喜久一郎ほか八名提出、南海震災救援促進決議案を議題となし、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（井上知治君）山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井上知治君）御異議なしと認めます。政府はこの議事日程変更に

対応するために、簡易裁判所以外の各裁判所にそれらの事務局を設け、所要の職員をおくこととしたとしているのであります。

○副議長（井上知治君）山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井上知治君）御異議なしと認めます。提出者の趣旨辯明を許します。

○副議長（井上知治君）山口君の動議に御異議ありませんか。

○副議長（井上知治君）御異議なしと認めます。提出者の趣旨辯明を許します。

〔寺尾豊君登壇〕

○寺尾豊君 私はたゞいま上程をされました、各黨共同提案によりまする閣海震災救援促進決議案につき、提出者一同を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げたいと存じます。まず決議文を朗讀いたします。

清江先生集

昨年十二月二十一日の未だ有の震災による南海地方の慘害は、正に言語に絶するものがある。罹災地域における民生の安定、産業施設の復興等を圖るに當つては、南海地方における公私事業計畫を樹立しその發展を目標として不斷の考慮を拂うべきである。

よつてこの際政府は、右震災地方面の復興にあらゆる手段を盡し、罹災同胞救援のため必要な期間繼續的措置を講すべきである。
衆議院は、茲に院議を以て政府に對し南海震災地方不斷の救援のため積極的にこれが對策の實施を促すものである。

右決議する。

る數に上つておるのであります。その内訳を見ますと、死者は各府縣を通じまして一千三百五十四名に及び、負傷者は三千八百七名、行方不明百十三名、合計五千二百七十四名に達しております。家屋の倒壊三萬五千二百六十三戸、浸水家屋二萬八千八百七十九戸、流失千四百五十一戸、焼失二千五百九十八戸、船舶流失二千三百四十九隻、田畠の流失、浸水は六千七百十八町歩、道路、橋梁、堤防の損壊道、電信電話等の損傷は、おびただしい額に上つておるのであります。

このうち特に甚大な被害をこうもりましたのは、和歌山縣、徳島縣、香川縣及び高知縣であります。高知縣のごときは、死者及び負傷者において全總數の半ばを占め、倒壊、浸水、流失家屋三萬二百九十八戸という大損害をこうむつたのであります。その有形、無形の損害は、優に百億を突破するのであります。が、これを當面直ちに復舊を要します道路、堤防等の應急施設の費用だけにいたしましても、十數億に達する見込みであります。その災害の復興は容易ならぬものがあるのであります。

かゝる震災は、南海地方では九十年前の安政の大地震以来のものであり、近くは關東大震災や三陸、近畿地盤大震災をはるかに凌ぐものであります。殊に這次地震の震源地が、潮岬南西百キロの海底でして、被害地區の廣汎にしてその震度の強烈なる、いすれも從來に比を見ないものであります。殊に今次地震の震度が、潮岬南西百キロの海底で

ために、非常なる高潮となつて、二メートルから四、五メートルを越ゆる大津波が、伊豆附近より九州にわたるきわめて廣い範圍に來襲いたしました。ます／＼その被害を大きくしたのであります。和歌山県串本町、新宮市、徳島県淡川村、香川縣坂出港、高知縣、中村町、宇佐町、野根町のごときは、ほとんど全滅の慘状を呈しております。

私は、震災直後本院より慰問團員としまして、四國方面の罹災地をつぶさに視察慰問いたしたのであります。被害の豫想以上に大きいのに驚いたのであります。宇佐、野見、須崎三漁港のごときは、一瞬にして、數百戸に上る家屋と、漁民の生命と、多數の船舶を流失し、灣内は、家や家財道具や犠牲者、木材等の漂流物により全海面を埋め盡し、その慘状實に目をおもわしむるものがありました。また地震により地盤に一大變動を與え、四國東南端附近は、一メートル餘の隆起をいたしまして、遠洋漁業の基地として、水産資源獲得に多大の貢獻をしております室戸、室戸岬の兩港のごときは、その隆起のために港が浅くなりまして、百トソ級の漁船の出入さえも不可能になり、まつたく使用ができなくなつたのであります。當面最も重要な遠洋漁業に大頓挫を來しましたことは、まさに憂慮すべきことであります。また西部地方は遂に一メートルあまり沈下いたしまして、高知市下町一帯のごときは、浸水はなはだしく、四千五百餘戸に甚大なる被害を與え、さらに水陸町歩を襲い、未だに一面の泥海と化しておる狀態であります。食糧問題の

上からも一大脅威を受けるに至つてゐるのであります。しかもこれらの復舊には簡易なる急場凌ぎの處置を施して、一時押さえをなしつゝあるに過ぎませんので、刻々迫つてしまります雨期をひかえ、急速に根本的な工事施設をいたしません限り、水害による再度の惨事發生を見るることは明らかであります。これらのことにつきましても政府は速やかに周密なる計畫を立て、恒久的な復興に努力すべきであると存ずるのであります。

ひとも温かい救援の手を差延べなければならぬと存じます。今南海地方の罹災者たちは、戦災に續く大震災により、心身ともに大きな痛手を受けながら、懸命の力を揮つてその復興に再び立ち上ろうといたしております。この涙ぐましい努力にできるだけの力を貸し、これを押し上げ助けていくことこそ、國家の務めであり、同胞愛に燃える全國民の情であると存ずるのであります。

既に政府におきましては、震災各府県の罹災者救濟のために應急の措置をとられ、また緊急諸施設のための經費を豫算に計上せられておりますので、その努力は一應認といたしますが、あまりにも小額なるをはなはだ遺憾に存するのであります。殊に復舊に要しまする諸事項は、非常に缺乏をいたしております。従つて價格は高騰しております、これに伴いまするところの諸経費も、またはなはだし植上りをいたしております。ゆえにこの程度の豫算ではまことに心細いのでありますて、所期の復舊をなしますることは、とうてい不可能であると存じます。よつて政府はこの際思い切つて豫算を増額し、その願意敷接と並行して、根本的な復興策に全力を盡されることを切に希望いたすものであります。

次に私は、今回の震災に際しまして寄せられましたところの、連合軍の間髪を入れざる適切なる救援の處置に對し、罹災者一同を代表しまして、心からなる感謝の意を表するものであります。(拍手)すなわち震災直後の交通、通信の壊滅に瀕しましたときに、飛行機をもつて僻地の罹災者に食糧を投下し、あるいは艦艇を派して、衣料、藥

品その他貴重なる救恤物資を搬送し、あるいは軍用車をもつて避難民を輸送するなど、絶大なる鶴援助に、各地罹災民はひとし、感激のほかなかつたのであります。また御名代として、閑院、竹田兩宮殿下の罹災地の間を初め、救濟に對し寢食を忘れて挺身されました官民各位の熱烈なる同胞愛に對しましても、衷心より感謝の言葉を申し述べたいと思います。

最後に科學者各位におかれまして

も、地震の科學的分析を徹底的に行
い、世界の地震國をもつて任しまする
わが國といたしまして、本研究に全力
を傾注せられ、極力被害を最小限度に
防止し得ることく、不斷の御努力をお
願いするものでござります。・

以上、提案の趣旨を御説明申し上げ
ました。何とぞこの趣旨を諒とせら
れ、本決議案に御賛成を賜はらんこと
を切望いたします。(拍手)

○副議長(井上知治君) これより討論
に入ります。

「大臣がいないじゃないか」と呼ぶ者あり

〔齊藤てゆ君登壇〕
○齊藤てゆ君 私は進歩黨を代表いた
しまして、たゞいま上程されました南
海震災救援促進決議案に對しまして、
全幅の贊意を表するものでございま
す。

今回の南海地方を襲いまして地震は、わが國未嘗有の大地震でございまして、一昨々年熊野灘に起つた東南海大震災よりも、また關東大震災よりも、まことに廣範囲にわたる、本邦最

大級のものと言われておるのでござります。私も當時命ぜられまして、本院近畿班に加わり、親しくその震源の中地和歌山縣の慘害狀況をまのあたり見てまいりまして、實にその慘澹たる被害狀況と、自然の暴威の強大さとに驚かされたのでござります。その被害の詳細は當時すでに新聞、ラジオ等によりまして、いち早く報道されておりますから、私はこゝで省略させていただきますが、私はこれより、現地慰問をいたしまして特に胸を打たれたる二、三の實情を御報告いたし、併せて一般の御同情に訴えたいと存する次第であります。

かの大地震は、ちょうど昨年十二月二十一日の夜明前、すなわち午前四時ごろの出来事でございまして、まだ多くの人たちは眠りからさめやらぬ時代で、震災と同時に襲い來つたあの大津浪で、人々は皆寝巻姿のまゝ、あるいは丘へ上り、あるいは二階や屋根に、瞬間の避難をいたしたのでございました。従つて家財や、大事な衣類や、食料品等は、ことごとく浪にさらわれてしまつたのでござります。しばすの震害は、全般から見まして非常に輕少で冬、しかも夜明の骨を刺す寒さに、皆ぬれねずみの寝巻に震えたのでござります。

和歌山は、御承知の通りえん／＼海岸線に沿つて都市村落を營んでおる關西地方上、この津浪に襲われた方々が非常に多いのでござりまするが、人命の被害は、先年の熊野灘大地震の體験による平素の心用意があつたからとのことであります。

倒壊、浸水、焼失等による損害は、實に甚大なものでございます。
現在戦災者、復員者、引揚者等の處遇、更生は、國家再建の重要な課題でありますが、これらの人々にも増して悲惨な境遇に追ひ込まれましたる罹災民、殊に衣食住の三者を同時にしかりも全部奪い去られた罹災民を救うこと、は、刻下要緊の急務と言わねばなりません。この罹災者の中には、戦災者と引揚者の方々が非常に多く加わつておられたことは、かえすくともお氣の毒の至りであります。戦災者、引揚者の方々は、せつかく安住の地を求めてはるばる歸國され、惡戦苦鬪の末、ようやく一家をなされたのもほんのつかの間、また再び苦難に陥き落されたのでござります。これらの人々の心中をお察し申し上げるときに、うたた同情の涙を禁じ得ないものがござります。

かような苦難の中に、災害地の人人は實に沈著かつ意氣軒高たるものがあつたことは、非常に心強く、また頼もしき限りでござります。殊に憲年層の組織力團結力による復舊推進は、實に目さましいものがござります。彼らは自力更生を誓つて復舊に挺身し、相當成績をあげておりますが、何にいたせ、復興の資金や資材や生活必需品の缺乏は、いかんともすることができないでござります。従つて復興途は容易ならぬ状態におかれていますのでござります。この際政府はよろしく迅速なる應急措置を講ぜなければならぬことは、申すまでもございません。

まず应急處置といたしまして、復興資金の融通、資材の供給、封鎖預金の特別解除、租税の減免、農業保険金特別拠出等の緊急対策を樹立し、もつてこれを急速なる實施を要請してやまない方が急速なる実施を要請してやまない方 第でございます。

なお先ほども自由黨の方から申されました、が、この機会において二言申上げたいことは、皇室の御厚意と、總司令部の御厚意と、一般國民の御同情に對してでござります。皇室におかれましては、このたびの大震災にあたり、多額の御内帑金を賜わりました上、かしこくも竹田宮、閑院宮兩殿下を勅使として御差遣賜わり、親しく被害地を御慰問くださいまして、かつまた優渥なる激励のお言葉を賜わりましたことは、まことに恐懼感激の極まりでござります。また聯合軍總司令部におかれましては、いち早く災害状況の通信連絡、治安維持の確保にあたりましたことは、まことに恐懼災民救助のため、多大な食糧品、薬、資材その他救援物資を各地府縣より、時を移さず金品その他の救援物資を多數お送りいたしましたことはもちろん、國民といたしまして、この御厚意に對し、衷心感謝にたえます。次第でござります。また隣接縣初め、各地府縣より、時を移さず金品その他の救援物資を多數お送りいたしましたことは、國民といたしまして、この御厚意に對し、衷心感謝にたえます。次第でござります。

たゞこの上は、關係罹災地はもちらんわれく國民が一致協力して、この大自然の暴威を、天がわれく日本人に下した一大試煉なりとして、何どひるむところなく、復興日本建設に踏進いたさねばならぬと確信いたす次第でございます。(拍手) 政府に由

かれまして、十二分に本決議案の趣旨に透徹されまして、迅速果敢に復興対策に萬全を期せられ、速やかにこれが實施に移されんことを、ひたすら要望いたしてやまない、次第でござります。これをもしまして、私の賛成演説といたします。(拍手)

○副議長(井上知治君) 氏原一郎君。

〔氏原一郎君登壇〕

○氏原一郎君 私は日本社會黨を代表いたしまして、たゞいま上程の決議案に賛成の意見を申し上げたいと存じます。

今回の南海震災には、今後の救援並びに復舊対策につきまして、根本的に考えなければならない點が三、四あると存じます。その第一は、今回の震災が、戦災の創傷がまだ全くいえないので、復興のことがほとんど緒につかざるうちに、かくのごとき災害に見舞われたということであり、また第二は、被害の區域が、震災のごとく主として都市の區域に限定されないで、農村、山村、漁村等、非常に廣汎な區域にわたりまして、農林、水産、工業等の各産業はもとより、公共設施たる道路、橋梁、港灣、堤防、學校、官邸等の損害が多大に上つておるということになります。と同時に、提案者からも申されました通り、外地引揚者、戦災者等にして、戦争によつて大きな痛手を受け、殘る力のすべてをあげて復興に専念をしておりましたものが、再びたたきつけられたというような者が少くないということであります。もう一つは、本年雨季までにこれらの震災地における救援復舊対策を完成しない場合におきましては、龜裂を生じております道路、堤防等は、決壊、崩壊を來

し、損害をより深刻にし、かつ廣汎なものにするおそれが非常に大きいといふことであります。また農林、水産業等におきましては、耕地、林道、炭が生産にも大きな影響があるという、以上五つの特殊の條件が、この震災救援策に復舊の手を打たなければ、國民生活の根本となりまする食糧生産にも大きな影響があるといふことである。従いまして私は、この際本決議案に對する政府の態度として、十二分の御考慮を願いたい二、三の點について、賛成意見の中に政府に要望いたしたいと存じます。

ます。第四は、産業の復舊、罹災者の自力による立ち上がりにつきましては、國費をもつてするところの助成のほかに、資金の融通、封鎖預金の解除等、格別な配慮を拂わなければならないと、いう點でござります。なお現に戦災地區におきましては、借地借家の問題をめぐりまして、社會問題が多く發生をいたしておりますが、この際政府はこれら震災地區におけるこの問題解決のためには、罹災地借地借家法のごときを震災地にも適用する等の措置をも考へなければならぬではないかと存ずるのです。

○伊藤圭太郎君 私は國民協同黨を代表いたしまして、たゞいま上程に相なりました南海地方震災救援促進決議案に對し、滿腔の誠意をさゝげて、その賛意を表する者であります。(拍手)『今回の大震災は、大正の大震災にも比する、むしろ地域廣袤におきましては、それよりも大なる大災害であつたと信ずるのであります。無謀なる戦争、不幸なる戦争によつて受けました戦災、並びに十九年十二月七日の震災による災害等、ようやくその復興の緒についたという、そのときにあたりましての今度の災害でありますから、この被害同胞の苦しみは一層大きなものがあります。いわゆる住宅、家財の倒壊、耕地の荒廃等、産業の再建、民

○副議長(井上知治君) 紅露みつ君
〔紅露みつ君登壇〕
○紅露みつ君 私はたゞいま上程され
ました南海救援促進決議案に對し、無
所属俱樂部を代表いたしまして、賛成
の意を表するものでござります。
被害その他につきましては、既に決
議案の趣旨辯明において詳細なる御發
表があり、かつ各派代表の方々により
繰々開陳せられました通りでございま
して、現下疲弊困憊の極にありまする
わが國情に加えて、これはまたあまり
にも無殘なる試鍊であることに心痛い
たしまする折柄、これが救援に關しま
して、各派の共同提案として、今日こ
こに取上げられたことにつきまして
は、彼君也選出議員として感謝のま
ま

す。漁村におきましてはその生命線と頼みまするところの漁船、漁具の大部が流失し、また隣接農村におきましては、農耕地のほとんどが海水の浸入するところとなりまして、かつては美しい水田でありました地域も、むなしく海底に没して、廣漠たる太平洋と打連ぬるに至り、未だに潮の干潮につれまして、家屋内に浸水を繰返しつゝある所もございます。またかつては孜々として漁業に専念せし一部落のこときは、跡かたもなく流失して、眞に一物も留めず、そのありし日をしのぶべくものもなき一面の砂原と化し去り、現地に立つてこれを見まするとき、まこと暗澹たる慘状でござります。

公共團體等のの自力による復舊は、現在の地方財政力及び経済事情等から考えまして、どういへ困難であるといふ事情を政府は深く考へて、從來の災害補助率等にとらわれることなく、むしろこの際震災復舊並びに救援については、政府は交付金を各地方に交付すべきであるということであり、第二は、國が昭和二十一年度及び二十二年度において行わんといたしまする公共事業等については、すべて優先的に、震災地區府縣にこれを重點的に配分することを考えなければならぬといふ點であります。第三は、補助助成と同時に、現下の經濟事情から考へて、復舊資材の確保、裏づけについての十分なる用意を整へてほしいということござります。いかに政府が資材の割當をいたしましても、この救援復舊は、チケットだけはどうてい困難でござりますので、政府はこの點について十分な措置を考えなければならないと存じ

正確なる數字の把握に欠くるところがございまして、當初政府の計畫としては、被害の程度について和歌山三、高知二、徳島一というふうに比率を定めておつたかのごとくに傳えられておりまするけれども、だん／＼と被害地の實相が明確になりました今日におきましては、これらの比率は根本的に誤つておるということが明らかにされております。この際政府は、今後の救援復舊對策については最も正確なる數字を把握せられて、いわゆるある種の政黨の有力者の運動であるとか、あるいは與黨の庄力であるとかいうことでなしに、實際に正しい數字の上に立つての救援復舊對策を樹立すべきであるということを切願するものであります。

主の確保等、各種悲觀的の實相は、あまりにも深刻なるものがあります。この際政府は積極果敢なる復興對策をとるのでなければ、この地方の罹災同胞の塗炭の苦しみは、日に増大するばかりでござります。この同胞の全身創痍を受けた有様は、まことに悲惨を極むる狀態であります。この際交通、通信、運輸等の復興對策、耕地の復舊等、まことに大規模な土木事業を必要とするものであります。今日わが國は、資材並びに資本の方面におきましても、大きな缺之の狀態にあることは明らかなことでござりまするが、この救援復興は一目もゆるがせにするることのできない重大要事でござります。この際政府におきましては、豫算の増額、復興資材の確保等、萬難に付して積極果敢にこの救援の事業を促進せらるべきことこそ、まことに要緊の要務であると信ずるのであります。本決議案に對し、全幅の賛意を表するものであります。(拍手)

い、被災地等に赴きて慰問をして、感謝の意を表す。徳島の全縣民に代りまして、衷心より感謝の意を表明し、なお復舊に關し、今後一層皆様の御協力を願つてやまない次第でござります。(拍手)

そもそも、地震に津浪の伴いますることは、古來常識とされておりまするが、今回もその例に違はず、地震よりも津浪による被害が、はるかに甚大ございまして、該地方海岸線一帯は、丈餘に及びますところの高潮によりまして、餘すなく慘禍をこうむり、その護岸堤防は自然の猛威に遇いまして、ひとたまりもなく、一瞬にいたしまして、多くの被災箇所を生じ、ために家屋及び諸物資の流失、人畜の死傷少く、橋梁、道路の破壊枚挙にいたしまなき多數に上り、その他林産物等の損害も、またおびただしいものがあり、ます。時に畠田におきしては、ほとん

これに数字をあげてまする煩を避けまする
が、この厖大なる復舊の費用が地方民
の負擔にたえざるは申すまでもなく、
これが政府に對する要望をいたしまし
ては、まずぜひとも九割以上の國庫補
助をもつてせらるゝこと、及び復舊資
材の急速かつ多量の特配方、この二點
が焦眉の問題であります。これに次い
では、地方起債の許可、低利資金の簡易
なる貸出し、及び義捐金に對する封鎖
預貯金の特別措置等であります。
特にこゝで強調いたしたいと存じま
することは、政府はこれらの措置を急
速確實に實施されまして、本年度水田
の植付けに支障なからしめることであ
ります。もしこれが策定の遷延により
まして、本年度植付けの時期を失しま
しようか、罹災地住民の困窮はもとよ
り、ひいては全國的食糧事情に波及す
るところ、またはなほ大なるものあ
るは明らかであります。またこの意味
におきまして、食糧管掌の一環と譽
るところ、またはなほ大なるものあ
るは明らかであります。またこの意味

○伊藤喜太郎君 私は國民協同黨を代表いたしまして、たゞいま上程に相な
案に對し、滿腔の誠意をさゝげて、そ
の贊意を表する者であります。(拍手)
—今回の大震災は、大正の大震災にも
比する、むしろ地域廣袤におきまして
は、それよりも大なる大災害であつた
と信ずるのであります。無謀なる戰
争、不幸なる戰爭によつて受けました
戦災、並びに十九年十二月七日の震災
による災害等、ようやくその復興の緒
についたといふ、そのときにはあたりま
しての今度の災害でありますから、
この被害同胞の苦しみは一層大きなもの
があります。いわゆる住宅、家財の倒
壊流失、耕地の荒廢等、產業の再建、民
主の確保等、各種悲觀的の實相は、あ
まりにも深刻なるものがあります。

○副議長(井上知治君) 紅露みつ君
〔紅露みつ君登壇〕
○紅露みつ君 私はたゞいま上程されました南海救援促進決議案に對し、無所属俱樂部を代表いたしまして、賛成の意を表すものでござります。
被害その他につきましては、既に決議案の趣旨辯明において詳細なる御發表があり、かつ各派代表の方々により縷々開陳せられました通りでございまして、現下疲弊困憊の極にありまするわが國情に加えて、これはまたあまりにも無残なる試鍊であることに心痛いたしまする折柄、これが救援に關しまして、各派の共同提案として、今日ここに取上げられたことにつきましては、被害地選出議員として感謝のはかなく、殊に被害激甚を極めましたわが徳島の全縣民に代りまして、衷心より感謝の意を表明し、なお復舊に關しまして、該地方海岸線一帯は、丈餘に及びますところの高潮によりまして、餘す所なく慘禍をこうむり、その護岸堤防は自然の猛威に遇いましまして、ひとたまりもなく、一瞬にいたしまして多大の毀損箇所を生じ、ために家屋及び諸物資の流失、人畜の死傷少からず、橋梁、道路の破壊放擲にいたして、ほんの少しだけでも、この災害の甚悪さをうながすものがあつて、時に畠田におきしては、ほとんどの犠牲者も、またおびたゞしいものがあります。時に畠田におきしては、ほとん

す。漁村におきましてはその生命線と頼みまするところの漁船漁具の大部が流失し、また隣接農村におきましては、農耕地のほとんどが海水の浸入するところとなりまして、かつては美しい水田でありました地域も、むなしく海底に没して、廣漠たる太平洋と打連ぬるに至り、未だに潮の干潮につれまして、家屋内に浸水を繰返しつゝある所もございます。またかつては孜々として漁業に專念せし一部落のごときは、跡かたもなく流失して、眞に一物も留めず、そのありし日をしのぶべくものもなき一面の砂原と化し去り、現地に立つてこれを見まするとき、まことに暗澹たる慘状でござります。

これら損失の額につきましては、ここに数字をあげまする煩を避けまするが、この厖大なる復舊の費用が地方民の負擔にたえざるは申すまでもなく、これが政府に對する要望といたしましては、まずぜひとも九割以上の國庫補助をもつてせらるゝこと、及び復舊資材の急速かつ多量の特配方、この二點が焦眉の問題であります。これに次いで、地方起債の許可、低利資金の簡易なる貸出し、及び義捐金に對する封鎖預貯金の特別措置等であります。

特にこゝで強調いたしたいと存じますることは、政府はこれらの措置を急速確實に實施されまして、本年度水田の植付けに支障なからしめることであります。もしこれが施策の遷延によりまして、本年度植付けの時期を失しましようか、罹災地住民の困窮はもとより、ひいては全國的食糧事情に波及するところ、またはなほ大なるものあらるるは明らかであります。またこの意味におきまして、食糧増産の一環を擔い

ます。第四は、産業の復舊、罹災者の自力による起ち上りにつきましては、國費をもつてするところの助成のほかに、資金の融通、封鎖預金の解除等、格別な配慮を拂わなければならないと、いう點でござります。なお現に戦災地區におきましては、借地借家の問題をめぐりまして、社會問題が多く發生をいたしておりますが、この際政府はこれら震災地區におけるこの問題解決のためには、罹災地借地借家法のこときを震災地區にも適用する等の措置をも考えなければならぬではないかと存ずるのであります。

○伊藤圭太郎君 私は國民協同黨を代表いたしまして、たゞいま上程に相な
りました南海地方震災救援促進決議
案に對し、滿腔の誠意をさゝげて、そ
の賛意を表する者であります。(拍手)
【今回の大震災は、大正の大震災にも
比する、むしろ地域廣袤におきまして
は、それよりも大なる大災害であつた
と信ずるのであります。無謀なる戰
争、不幸なる戰争によつて受けました
戦災、並びに十九年十二月七日の震災
による灾害等、ようやくその復興の緒
についたという、そのときにはたりま
しての今度の災害でありますから、
この被害同胞の苦しみは一層大きなもの
があります。いわゆる住宅、家財の倒
壊流失、耕地の荒廢等、產業の再建、民
主の確保等、各種悲觀的の實相は、あ
まりにも深刻なるものがあります。

○副議長(井上知治君) 紅露みつ君
〔紅露みつ君登壇〕
○紅露みつ君 私はたゞいま上程され
ました南海救援促進決議案に對し、無
所屬俱樂部を代表いたしまして、賛成
の意を表するものでござります。
被害その他につきましては、既に決
議案の趣旨辯明において詳細なる御發
表があり、かつ各派代表の方々により
縷々開陳せられました通りでございま
して、現下疲弊困憊の極にありまする
わが國情に加えて、これはまたあまり
にも無残なる試練であることに心痛い
たしまする折柄、これが救援に關しま
して、各派の共同提案として、今日こ
こに取上げられたことにつきましては、被
害地選出議員として感謝のほか
なく、殊に被害激甚を極めましたわが
徳島の全縣民に代りまして、衷心より
感謝の意を表明し、なお復舊に關し、
今後一層皆様の御協力を願つてやまな
い次第でござります。(拍手)
そもそも、地震に津浪の伴いますること
は、古來常識とされておりまするこ
が、今回もその例に違はず、地震より
も津浪による被害が、はるかに甚大で
ございまして、該地方海岸線一帯は、
丈餘に及びまするところの高潮により
まして、餘す所なく慘禍をこうむり、
その護岸堤防は自然の猛威に遇いまし
て、ひとたまりもなく、一瞬にいたし
まなき多數に上り、その他林産物等の
家屋及び諸物資の流失、人畜の死傷少
くらず、橋梁、道路の破壊枚擧にいと
まして多く、の決壊箇所を生じ、ために
損害も、またおびたゞしいものがあり
ます。時に墺田におきしては、ほとん

す。漁村におきましてはその生命線と頼みまするところの漁船漁具の大部が流失し、また隣接農村におきましては、農耕地のほとんどが海水の浸入するところとなりまして、かつては美しき水田でありました地域も、むなしく海底に没して、廣漠たる太平洋と打連ぬるに至り、未だに潮の干潮につれまして、家屋内に浸水を繰返しつゝある所もございます。またかつては我々として漁業に專念せし一部落のごときは、跡かたもなく流失して、眞に一物も留めず、そのありし日をしのぶべもないなき一面の砂原と化し去り、現地に立つてこれを見まするとき、まことに暗澹たる慘状でござります。

これら損失の額につきましては、ここに數字をあげまする煩を避けまするが、この厖大なる復舊の費用が地方民の負擔にたえざるは申すまでもなく、材の急速かつ多量の特配分、この二點が焦眉の問題であります。これに次いで、地方起債の許可、低利資金の簡易なる貸出し、及び義捐金に對する封鎖預貯金の特別措置等であります。

特にこゝで強調いたしたいと存じますことは、政府はこれらの措置を急速確實に實施されまして、本年度水田の植付けに支障なからしめることであります。もしこれが施策の遷延によりまして、本年度植付けの時期を失しましようか、罹災地住民の困窮はもとより、ひいては全國的食糧事情に波及するところ、またはなほ大なるものあらるは明らかであります。またこの意味

官
禁
書
卷
之
九

歸來二十二年三月十四日

衆議院議事速記錄第十七號

南海震災救援促進決議案

ます。第四は、産業の復舊、罹災者の自力による起ち上りにつきましては、國費をもつてするところの助成のほかに、資金の融通、封鎖預金の解除等、格別な配慮を拂わなければならぬといふ點でござります。なお現に震災地區におきましては、借地借家の問題をめぐりまして、社會問題が多く發生をいたしておりますが、この際政府はこれら震災地区におけるこの問題解決のために、罹災地借地借家法のこときを震災地区にも適用する等の措置をも考えなければならないのではないかと存するのであります。

○伊藤圭太郎君 私は國民協同黨を代表いたしまして、たゞいま上程に相な
りました南海地方震災救援促進決議
案に對し、滿腔の誠意をさゝげて、そ
の賛意を表する者であります。(拍手)
【今回の大震災は、大正の大震災にも
比する、むしろ地域廣袤におきまして
は、それよりも大なる大災害であつた
と信ずるのであります。無謀なる戰
争、不幸なる戰爭によつて受けました
戦災、竝びに十九年十二月七日の震災
による灾害等、ようやくその復興の緒
についたといふ、そのときにはたりま
しての今度の灾害でありますから、
この被害同胞の苦しみは一層大きなもの
があります。いわゆる住宅、家財の倒
壊流失、耕地の荒廢等、産業の再建、民
主の確保等、各種悲觀的の實相は、あ
まりにも深刻なるものがあります。
この際政府は積極果敢なる復興對策
をとるのではなければ、この地方の罹災
同胞の塗炭の苦しみは、日に増大する
ばかりでございます。この同胞の全身
創痍を受けた有様は、まことに悲惨を
極むる状態でありますし、この際交
通、通信、運輸等の復興對策、耕地の
復舊等、まことに大規模な土木事業を
必要とするものであります。今日わが
國は、資材竝びに資本の方面におきま
しても、大きな缺乏の状態にあるこ
とは明らかなことでござりまするが、
この救援復興は一日もゆるがせにする
ことのできない重大切々事でございま
す。この際政府におきましては、豫算
の増額、復興資材の確保等、萬難に
して積極果敢にこの救援の事業を促進
せらるべきことこそ、まことに要緊の要
務であると信ずるのであります。本決
議案に對し、全幅の賛意を表するもの
であります。(拍手)

○副議長(井上知治君) 紅露みつ君
〔紅露みつ君登壇〕
○紅露みつ君 私はたゞいま上程され
ました南海救援促進決議案に對し、無
所屬俱樂部を代表いたしまして、賛成
の意を表するものでござります。
被害その他につきましては、既に決
議案の趣旨辯明において詳細なる御發
表があり、かつ各派代表の方々により
縷々開陳せられました通りでございま
して、現下疲弊困憊の極にありまする
わが國情に加えて、これはまたあまり
にも無殘なる試練であることに心痛い
たしまする折柄、これが救援に關しま
して、各派の共同提案として、今日こ
こに取上げられたことにつきまして
は、被害地選出議員として感謝のほか
なく、殊に被害激甚を極めましたわが
徳島の全縣民に代りまして、衷心より
感謝の意を表明し、なお復舊に關し、
今後一層皆様の御協力を願つてやまな
い次第でございます。(拍手)

そもそも地震に津浪の伴いますること
とは、古來常識とされておりまする
が、今回もその例に違はず、地震より
も津浪による被害が、はるかに甚大で
ございまして、該地方海岸線一帯は、
丈餘に及びまするところの高潮により
まして、餘すなく慘禍をこうむり、
その護岸堤防は自然の猛威に遇いまし
て、ひとたまりもなく、一瞬にいたし
まして多々の決壊箇所を生じ、ために
家屋及び諸物資の流失、人畜の死傷少
からず、橋梁、道路の破壊枚舉にいと
まなき多數に上り、その他林産物等の
損害も、またおびただしいものがあり
ます。時に畠田におきしては、ほとん

す。漁村におきましてはその生命線と頼みまするところの漁船漁具の大部が流失し、また隣接農村におきましては、農耕地のほとんどが海水の浸入するところとなりまして、かつては美しい水田でありました地域も、むなしく海底に没して、廣漠たる太平洋と打連ぬるに至り、未だに潮の干潮につれまして、家屋内に浸水を繰返しつゝある所もございます。またかつては孜々として漁業に專念せし一部落のごときは、跡かたもなく流失して、眞に一物も留めず、そのありし日をしのぶべくものもなき一面の砂原と化し去り、現地に立つてこれを見まするとき、まことに暗澹たる慘状でございます。

これら損失の額につきましては、ここに數字をあげまする煩を避けまするが、この厖大なる復舊の費用が地方政府の負擔にたえざるは申すまでもなく、これが政府に對する要望といたしましては、まずひととモ九割以上の國庫補助をもつてせらるゝこと、及び復舊資材の急速かつ多量の特配方、この二點が焦眉の問題であります。これに次いで、地方起債の許可、低利資金の簡易なる貸出し、及び義捐金に對する封鎖預貯金の特別措置等であります。

特にこゝで強調いたしたいと存じますることは、政府はこれらの措置を急速確實に實施されまして、本年度水田の植付けに支障なからめることであります。もしこれが施策の遷延によりまして、本年度植付けの時期を失しましようか、罹災地住民の困窮はもとより、ひいては全國的食糧事情に波及するところ、またはなほ大なるものである是明らかであります。またこの意味におきまして、食糧管轄の一環と譽するところ、またはなほ大なるものである

次に、救援用といたしまして、衣料の特配を要請いたしたいと存じます。罹災直後、疊、ふとん、毛布などの代用といたしまして、むしろが充當されたのでござります。しかしこれとても、にわかにおびたゞい需要を満たすに足らずして、やむをえず農家にわらの供出を求めまして、これを唯一の防寒用といたしました。そうして衣料につきましては、舊軍隊用のものを集めたりました。それは男子用にして、かつおとなもののが申すまでもございません。そこで私どもは、現地視察の途上に、婦人、子供用の綿反物、綿及び學童服等の至急配給方を商工大臣あてにおきましたが、これらは未だに現れました。顧みますに、往年關東の大震災における、またその後三陸の津波に

まする漁村に對しても、漁船、漁具、漁網、漁油のごとき、また現下鹽の事情ともに政府の深甚なる御考慮を切望するものでございます。なほまた水田の鑑みまして、鹽田の復舊のごとき、ともに政府の深甚なる御考慮を切望するものでございます。なほまた水田の復舊に關しましては農地制度の改革期にあります現在、地主、小作のいざれが復舊の責任を負うべきやが問題とされ、その一方法といたしまして、被災田は政府において一旦これを買

○山口喜久一郎君 本案は政府提出統計法案委員に併せ付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

日程六及び第七は關連せる議案でありますから、一括議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。日程第六、證券取引法案、日程第七、日本證券取引所の解散等に關する法律案、右兩案を一括して第一讀會を開きます。大藏政務次官北村徳太郎君。

第六 證券取引法案 (政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第七 日本證券取引所の解散等に關する法律案 (政府提出、貴族院送付) 第二讀會

第一 総則

第二 地方債証券

第三 特別の法律により設立された法人の発行する債券

第四 社債券

第五 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

第六 株券

第七 外國又は外國法人の発行する証券で前各号の証券の性質を有するもの

第八 特別の法律において証券業とは、有價証券の賣買、賣買の媒介、引受け又は募集若しくは賣出の取扱をなす営業をいう。

第九 この法律において目論見書とは、株式又は社債の発行に際し使用する説明書その他の文書で、事業に関する計画又は收支見込を記載したものをおい。

第十 この法律において有價証券とは、有價証券の賣買、賣買の媒介、引受け又は募集若しくは賣出の取扱をする届出する届出。

第十一 證券業者

第十二 証券取引所

第十三 株式又は社債の発行に關する届出

第十四 第一章 総則

第十五 第二章 株式又は社債の発行に關する届出

第十六 第三章 證券業者

第十七 第四章 証券取引所

第十八 第一節 設立及び組織

第十九 第二節 会員

第二十 第三節 管理

第二十一 第四節 有價証券市場における

第二十二 第五節 賣買取引の受託

第二十三 第六節 離散

第二十四 第七節 罰則

第二十五 第五章 證券取引委員会

第二十六 第六章 雜則

第二十七 第七章 監督

第一條 この法律は、國民經濟の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有價証券の発行及び買賣その他の取引を公正ならしめ、且つ、有價証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。

第二條 この法律において有價証券とは、左に掲げるものをいう。

一 國債証券

二 地方債証券

三 特別の法律により設立された法人の発行する債券

四 社債券

五 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六 株券

七 外國又は外國法人の発行する証券で前各号の証券の性質を有するもの

第八條 この法律の規定による届出を出なければならない。但し、当該発行に係る株式又は社債の額面総額が二十万円未満であつて、政府の指定する場合は、この限りない。

第九條 第六條の規定により届出を必要とする株式又は社債については、左に掲げる期間の経過後でなければ、株式若しくは社債の募集若しくは募集の委託をし、合併に因る株式の割当をし又は発起人において株式の引受けをしてはならない。

第十條 第六條第一項若しくは第三項又は前條第一項の規定により提出があつた届出書類に、眞実に反する記載があつたときは、當該届出書類の届出者は、その記載を信じて株式の申込をし若しくは社債の募集に應じた者又は當該株式若しくは社債を取得した者に対し、連帶して損害賠償の責に任ずる。但し、届出者が故意及び過失がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第十一條 前項の責任は、第八條の規定により株式若しくは社債の募集若しくは募集の委託又は株式の割当若しくは引受けができることとなつた日から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第十二條 第九條の規定による照会又は

第十三條 第九條の規定による照会又は

第十四條 第九條の規定による照会又は

第十五條 第九條の規定による照会又は

第十六條 第九條の規定による照会又は

第十七條 第九條の規定による照会又は

第十八條 第九條の規定による照会又は

第十九條 第九條の規定による照会又は

第二十條 第九條の規定による照会又は

第二十一條 第九條の規定による照会又は

第二十二條 第九條の規定による照会又は

第二十三條 第九條の規定による照会又は

第二十四條 第九條の規定による照会又は

第二十五條 第九條の規定による照会又は

第二十六條 第九條の規定による照会又は

第二十七條 第九條の規定による照会又は

第二十八條 第九條の規定による照会又は

第二十九條 第九條の規定による照会又は

第三十條 第九條の規定による照会又は

第三十一條 第九條の規定による照会又は

第三十二條 第九條の規定による照会又は

第三十三條 第九條の規定による照会又は

第三十四條 第九條の規定による照会又は

第三十五條 第九條の規定による照会又は

第三十六條 第九條の規定による照会又は

第三十七條 第九條の規定による照会又は

第三十八條 第九條の規定による照会又は

第三十九條 第九條の規定による照会又は

第四十條 第九條の規定による照会又は

第四十一條 第九條の規定による照会又は

第四十二條 第九條の規定による照会又は

第四十三條 第九條の規定による照会又は

第四十四條 第九條の規定による照会又は

第四十五條 第九條の規定による照会又は

第四十六條 第九條の規定による照会又は

第四十七條 第九條の規定による照会又は

第四十八條 第九條の規定による照会又は

第四十九條 第九條の規定による照会又は

第五十條 第九條の規定による照会又は

第五十一條 第九條の規定による照会又は

第五十二條 第九條の規定による照会又は

第五十三條 第九條の規定による照会又は

第五十四條 第九條の規定による照会又は

第五十五條 第九條の規定による照会又は

第五十六條 第九條の規定による照会又は

第五十七條 第九條の規定による照会又は

第五十八條 第九條の規定による照会又は

第五十九條 第九條の規定による照会又は

第六十條 第九條の規定による照会又は

第六十一條 第九條の規定による照会又は

第六十二條 第九條の規定による照会又は

第六十三條 第九條の規定による照会又は

第六十四條 第九條の規定による照会又は

第六十五條 第九條の規定による照会又は

第六十六條 第九條の規定による照会又は

第六十七條 第九條の規定による照会又は

第六十八條 第九條の規定による照会又は

第六十九條 第九條の規定による照会又は

第七十條 第九條の規定による照会又は

第七十一條 第九條の規定による照会又は

第七十二條 第九條の規定による照会又は

第七十三條 第九條の規定による照会又は

第七十四條 第九條の規定による照会又は

第七十五條 第九條の規定による照会又は

第七十六條 第九條の規定による照会又は

第七十七條 第九條の規定による照会又は

第七十八條 第九條の規定による照会又は

第七十九條 第九條の規定による照会又は

第八十條 第九條の規定による照会又は

第八十一條 第九條の規定による照会又は

第八十二條 第九條の規定による照会又は

第八十三條 第九條の規定による照会又は

第八十四條 第九條の規定による照会又は

第八十五條 第九條の規定による照会又は

第八十六條 第九條の規定による照会又は

第八十七條 第九條の規定による照会又は

第八十八條 第九條の規定による照会又は

第八十九條 第九條の規定による照会又は

第九十條 第九條の規定による照会又は

第九十一條 第九條の規定による照会又は

第九十二條 第九條の規定による照会又は

第九十三條 第九條の規定による照会又は

第九十四條 第九條の規定による照会又は

第九十五條 第九條の規定による照会又は

第九十六條 第九條の規定による照会又は

第九十七條 第九條の規定による照会又は

第九十八條 第九條の規定による照会又は

第九十九條 第九條の規定による照会又は

第一百條 第九條の規定による照会又は

七 当該株式又は社債の種類、銘柄、数量及び金額

八 当該株式又は社債の募集又は募集の委託の條件

九 目論見書に記載する事項

十 その他命令で定める事項

第十一條 第九條の規定による照会又は

第十二條 第九條の規定による照会又は

第十三條 第九條の規定による照会又は

第十四條 第九條の規定による照会又は

第十五條 第九條の規定による照会又は

第十六條 第九條の規定による照会又は

第十七條 第九條の規定による照会又は

第十八條 第九條の規定による照会又は

第十九條 第九條の規定による照会又は

第二十條 第九條の規定による照会又は

第二十一條 第九條の規定による照会又は

第二十二條 第九條の規定による照会又は

第二十三條 第九條の規定による照会又は

第二十四條 第九條の規定による照会又は

第二十五條 第九條の規定による照会又は

第二十六條 第九條の規定による照会又は

第二十七條 第九條の規定による照会又は

第二十八條 第九條の規定による照会又は

第二十九條 第九條の規定による照会又は

第三十條 第九條の規定による照会又は

第三十一條 第九條の規定による照会又は

第三十二條 第九條の規定による照会又は

第三十三條 第九條の規定による照会又は

第三十四條 第九條の規定による照会又は

第三十五條 第九條の規定による照会又は

第三十六條 第九條の規定による照会又は

第三十七條 第九條の規定による照会又は

第三十八條 第九條の規定による照会又は

第三十九條 第九條の規定による照会又は

第四十條 第九條の規定による照会又は

第四十一條 第九條の規定による照会又は

第四十二條 第九條の規定による照会又は

第四十三條 第九條の規定による照会又は

第四十四條 第九條の規定による照会又は

第四十五條 第九條の規定による照会又は

第四十六條 第九條の規定による照会又は

第四十七條 第九條の規定による照会又は

第四十八條 第九條の規定による照会又は

第四十九條 第九條の規定による照会又は

第五十條 第九條の規定による照会又は

第五十一條 第九條の規定による照会又は

第五十二條 第九條の規定による照会又は

第五十三條 第九條の規定による照会又は

第五十四條 第九條の規定による照会又は

第五十五條 第九條の規定による照会又は

第五十六條 第九條の規定による照会又は

第五十七條 第九條の規定による照会又は

第五十八條 第九條の規定による照会又は

第五十九條 第九條の規定による照会又は

第六十條 第九條の規定による照会又は

第六十一條 第九條の規定による照会又は

第六十二條 第九條の規定による照会又は

第六十三條 第九條の規定による照会又は

第六十四條 第九條の規定による照会又は

第六十五條 第九條の規定による照会又は

第六十六條 第九條の規定による照会又は

第六十七條 第九條の規定による照会又は

第六十八條 第九條の規定による照会又は

第六十九條 第九條の規定による照会又は

第七十條 第九條の規定による照会又は

第七十一條 第九條の規定による照会又は

第七十二條 第九條の規定による照会又は

第七十三條 第九條の規定による照会又は

第七十四條 第九條の規定による照会又は

第七十五條 第九條の規定による照会又は

第七十六條 第九條の規定による照会又は

第七十七條 第九條の規定による照会又は

第七十八條 第九條の規定による照会又は

第七十九條 第九條の規定による照会又は

第八十條 第九條の規定による照会又は

第八十一條 第九條の規定による照会又は

第八十二條 第九條の規定による照会又は

第八十三條 第九條の規定による照会又は

第八十四條 第九條の規定による照会又は

第八十五條 第九條の規定による照会又は

第八十六條 第九條の規定による照会又は

第八十七條 第九條の規定による照会又は

第八十八條 第九條の規定による照会又は

第八十九條 第九條の規定による照会又は

第九十條 第九條の規定による照会又は

第九十一條 第九條の規定による照会又は

第九十二條 第九條の規定による照会又は

第九十三條 第九條の規定による照会又は

第九十四條 第九條の規定による照会又は

第九十五條 第九條の規定による照会又は

第九十六條 第九條の規定による照会又は

第九十七條 第九條の規定による照会又は

第九十八條 第九條の規定による照会又は

第九十九條 第九條の規定による照会又は

第一百條 第九條の規定による照会又は

規定に違反して第六條第一項第九号の記載事項と異なる事項を記載した旨論見書を使用した者に、これを準用する。

第十二條 株式会社又は株式合資会社は、命令の定めるところにより、事業年度ごとに、業務又は財産の状況に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを政府に提出しなければならない。但し、その発行した株式又は社債の額面総額が二十万圓未満であつて、政府が指定する場合は、この限りでない。

第十九條 第一項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十三條 第六條又は前條の書類は、命令の定めるところにより、手数料を納め、前項の書類の贈本又は抄本の交付を請求することができる。

第十四條 第十二條の規定により書類を提出しなければならない者が解散したときは、その取締役（株式合資会社にあつては業務を執行する無限責任社員）は、遅滞なく、その旨を政府に届け出なければならない。

第十五條 証券業を営もうとする者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けなければならぬ。

前項の免許を受けた者は（以下証券業者といふ）、命令の定める

ところにより、免許料を納めなければならない。

第十六條 純財産額が政府の指定する額に満たない者は、前條第一項の免許を受けることができない。

前項の純財産額の算定に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十七條 左の各号の一に該当する者は、第十五條第一項の免許を受けることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終った後、又は執行を受けることができないこととなつた後、五年を経過するまでの者

三 第十八條第二項、第十九條第二項又は第三十條の規定により免許を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの者

四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁錮者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五 法人でその取締役その他業務を執行する役員の中に第二号乃至第三号の一に該当する者のあるもの

第六條 第一項の規定により政府が指定する額を下ることとなつたときは、政府は、直ちにその営業を停止しなければならない。

前項の規定により届け出た事項

第七條 第一項の規定により政府が指定する額が六箇月以内に、これを

第八條 第一項の規定により政府が指定する額以上に回復しないときは、政府は、第十五條第一項の規定による免許を取り消さなければならぬ。

前項の規定により届け出た事項

第九條 第一項の規定により届け出た事項の中に適当でないと認めたものがあるときは、その実施してはならない。

政府は、第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第十條 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第十一條 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第十二條 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第十三條 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第十四條 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第十五條 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第十六條 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第十七條 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第十八條 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第十九條 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第二十条 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第二十一条 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その旨を政府に届け出なければならない。

前項の営業保証金は、命令の定めることを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

第二十二条 第一項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業保証金を以て、これに充てることができる。

前項の営業保証金は、命令の定めることを発見したときは、その免許を取り消すなければならない。

第二十三条 証券業者が有價証券の賣出又は有價証券の募集若しくは賣出の取扱をしようとするときは、命令の定めるところにより、政府に届け出なければならない。

第二十四条 証券業者は、有價証券を賣買したときは、命令の定めるところにより、賣買に関する書類を作成し、これをその賣買の相手方に交付しなければならない。

第二十五条 証券業者は、命令の定めるところにより、営業に関する帳簿を備え置き、これに必要な事項を記載しなければならない。

第二十六条 証券業者の営業については、四月から九月まで及び十月から翌年三月末までを、その営業年度とする。

第二十七条 証券業者は命令の定めるところにより、営業に関する帳簿を備え置き、これに必要な事項を記載しなければならない。

第二十八条 証券業者は命令の定めるところにより、営業年度ごとに、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを政府に提出しなければならない。

第二十九條 政府は、必要があると認めると、政令又は法令に基いてする行為に違反したとき

第三十条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

政府は、第一項の規定により届け出た事項の中に適当でないと認めたものがあるときは、その実施してはならない。

政府は、第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第三十一條 政府は、命令の定めるところにより、証券業者のなす有價証券の賣買その他の取引について当事者たる証券業者との争について当事者たる証券業者

第三十二條 政府は、必要があると認めると、政令又は法令に基いてする行為に違反したとき

第三十三条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

政府は、第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第三十四条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

政府は、第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第三十五条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

政府は、第一項の規定により届け出た事項の中に違反したとき

第三十六条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

第三十七条 政府は、命令の定めるところにより、営業年度ごとに、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを政府に提出しなければならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第三十八条 政府は、必要があると認めると、政令又は法令に基いてする行為に違反したとき

第三十九條 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第四十条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第四十一条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第四十二条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第四十三条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第四十四条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第四十五条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第四十六条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第四十七条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第四十八条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第四十九條 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第五十条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第五十一条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第五十二条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第五十三条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第五十四条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第五十五条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第五十六条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第五十七条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第五十八条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第五十九條 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

第六十条 政府は、命令の定めるところにより、証券業者に対する監督を実施してはならない。

前項の規定により届け出た事項の中に違反したときは、その営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ぜることができる。

介をしなければならない。

証券業者が前項の仲介に基く協定を履行しないときは、政府は、当該証券業者に対し、六箇月以下の営業の停止を命ずることができる。

第四章 証券取引所

第一節 設立及び組織

第三十二条 証券業者は、命令の規定によるところにより、政府の免許を受け、証券取引所を設立することができる。

第三十三条 証券取引所は、一の地区については一に限り、これを設立することができる。

前項の地区は、命令でこれを定める。

第三十四条 証券取引所は、社團法人とする。

証券取引所は、会員組織とする。

第三十五条 証券取引所は、有價証券市場の開設を、その目的とする。

証券取引所は、前項の目的を達成するために直接必要な業務の外、これを営むことができない。

第三十六条 証券取引所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 当該証券取引所に関する事項

四 事務所の所在地

五 基本金及び出資に関する事項

六 会員信認金に関する事項

七 経費の分担に関する事項

八 役員に関する事項

十一 会議に関する事項

十二 会計に関する事項

十三 公告の方針

証券取引所は、その定款を変更しようとするときには、その旨を政府に届け出なければならない。

第二十一条 第二項及び第三項の規定は、前項の届出について、これを準用する。

第三十七条 証券取引所の開設する有價証券市場（以下本章中「有價証券市場」という。）は、当該証券取引所に関する地区において一箇所に限る。

第三十八条 第三十二条の免許を受けたときは、その免許を申請した証券業者は、命令の定めるところにより、証券取引所の設立の登記をする。

第三十九条 証券取引所は、命令の定めるところにより、登記をしなければならない。

第四十条 証券取引所は、命令の定めるところにより、登記をしなければならない。

前項の規定により、登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第四十一条 民法第五十條の規定は、証券取引所に、これを準用する。

第二節 会員

第四十二条 証券取引所の会員は、

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

四 基本金に限る。

第五十三条 証券取引所が、第十七條各号の一に該当することとなつたときは、その職務を行ふ。

第五十四条 政府は、理監事を代理し、理事長のとき

役員は、他の証券取引所の役員

を補佐して証券取引所の事務を掌

理し、理事長事故あるときはその

役員は、定款の定めるところにより、会員に対する監査権を停止する。

第五十五条 証券取引所は、その秩

序を保持するため、定款の定めるところにより、会員に対し一万円以下の過怠金を課し、その者の有價証券市場における賣買取引を停止若しくは制限し、又はこれを除外することができる。

第五十六条 証券取引所は、定款の承認を受け、当該会員が脱退しようとするときに限り、これを譲り渡すことができる。

第五十七条 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員をして、その有價証券市場においてなされた賣買取引を結了せしめなければならない。この場合においては、本人又はその一般承継人は、その賣買取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを会員とみなす。

第五十八条 前項の規定により証券取引所の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、

仮理事又は仮監事を選任することができる。

会員の純財産額が前項の規定により政府の指定する額を下ることとなつたときは、政府は、直ちにその者の有價証券市場における賣買取引を停止するとともに、その旨を証券取引所に通知しなければならない。

前項の場合において、会員の純財産額が六箇月以内に第一項の規定により政府の指定する額以上に回復しないときは、政府は、証券取引所に対し、当該会員の除名を命じなければならない。

前項の純財産額の算定に關する重要な事項は、命令でこれを定めることとする。

第三節 証券取引所に、左の役員を置く。

理事長 一人

理事 二人以上

監事 二人以上

役員は、定款の定めるところにより、会員が、これを選舉する。

第十七条 各号の一に該當する者は、役員となることができない。

会員に対して有價証券市場における賣買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債権に關し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

第十九条 証券取引所は、その秩序を保持するため、定款の定めるところにより、会員に対し一万円以下の過怠金を課し、その者の有價証券市場における賣買取引を停止若しくは制限し、又はこれを除外する。

第二十条 会員の持分は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受け、当該会員が脱退しようとするときに限り、これを譲り渡すことができる。

第二十一条 前條に規定する場合の外、会員は、左の事由によつて脱退する。

二 死亡又は解散

三 除名

四 基本金に限る。

第五十二条 理事長は、証券取引所を代表し、その事務を總理する。

理事は定款の定めるところにより、証券取引所を代表し、理事長を補佐して証券取引所の事務を掌

理し、理事長事故あるときはその

職務を代理し、理事長欠員のとき

はその職務を行ふ。

監事は証券取引所の事務を監査する。

第五十三条 役員が、第十七條各号の一に該當することとなつたときは、その職を失う。

役員は、他の証券取引所の役員

を兼ねることができない。

政府は、不正の手段により役員となつた者のあることを發見したときは、証券取引所に対し、当該

役員の解任を命じなければならない。

前項の規定により証券取引所の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、

仮理事又は仮監事を選任すること

ができる。

さなければならない。

第四十八条 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

会員信認金の額は、政府の定める額を下つてはならない。

会員信認金は、命令の定めるところにより、証券取引所の指定する有價証券を以て、これに充てることができる。

会員信認金の額は、政府の定めるとともに、そのとみなす。

第五十九条 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所の事務を掌理する。

第五十一条 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所の事務を掌理する。

第五十二条 理事長は、証券取引所を代表し、その事務を總理する。

理事は定款の定めるところにより、証券取引所を代表し、理事長を補佐して証券取引所の事務を掌

理し、理事長事故あるときはその

職務を代理し、理事長欠員のとき

はその職務を行ふ。

監事は証券取引所の事務を監査する。

第五十三条 役員が、第十七條各号の一に該當することとなつたときは、その職を失う。

役員は、他の証券取引所の役員

を兼ねることができない。

政府は、不正の手段により役員となつた者のあることを發見したときは、証券取引所に対し、当該

役員の解任を命じなければならない。

前項の規定により証券取引所の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、

仮理事又は仮監事を選任すること

ができる。

第五十四条 政府は、理監事を代理し、理事長のとき

役員は、定款の定めるところにより、証券取引所の事務を掌

理し、理事長事故あるときはその

職務を代理し、理事長欠員のとき

はその職務を行ふ。

監事は証券取引所の事務を監査する。

第五十五条 役員が、第十七條各号の一に該當することとなつたときは、その職を失う。

役員は、他の証券取引所の役員

を兼ねることができない。

政府は、不正の手段により役員となつた者のあることを發見したときは、証券取引所に対し、当該

役員の解任を命じなければならない。

前項の規定により証券取引所の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、

仮理事又は仮監事を選任すること

ができる。

第五十五条 証券取引所は、左の方法による外、業務上の資金(会員信認金として預託を受けたものを含む。)を運用することができない。

一 國債又は地方債の買入

二 銀行への預け金又は郵便貯金

第五十六条 民法第四十四条、第五十一条、第五十四条、第五十七条、第五十九条乃至第六十条及び非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、証券取引所にこれを準用する。

第四節 有價証券市場における賣買取引

第五十七条 有價証券市場における賣買取引は、当該有價証券市場を開設する証券取引所の会員に限り、これをなすことができる。

第五十八条 証券取引所は、その開設する有價証券市場における賣買取引は、當該有價証券市場を設ける証券取引所の会員に限り、これをなすことができる。

第五十九條 証券取引所は、命令の定めどおりにより、業務規程を作成しなければならない。

証券取引所は、前項の業務規程を作成しなければならない。

第六十条 証券取引所は、命令の定めどおりとするときは、政府に届け出なければならない。

これを変更しようとするときも、また同様とする。

第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について、これを準用する。

第六十一条 証券取引所は、取引物件として上場する有價証券の銘柄を定める。

定めようとするときは、命令の定めるところにより、賣買取引の種類ごとに、政府に届け出なければならない。その上場を廃止しようとするときも、また同様とする。

第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について、これ準用する。

第六十二条 会員が有價証券市場における賣買取引に基く債務の不履行に因り他の会員に対し損害を與えたときは、その損害を受けた会員は、その損害を與えた会員の会員信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

第四十八条第四項の規定による有價証券市場における賣買取引の委託者の優先権は、前項の優先権に対し、優先の効力を有する。

第六十三条 有價証券市場における相場及び賣買取引高を公示しなければならない。

第六十四条 会員は、本店若しくは支店その他の営業所又は代理店以外の場所を、有價証券市場における賣買取引の受託をなす場合とすることができる。

第六十五条 会員は、有價証券市場における賣買取引の受託をなすときは、命令の定めるところにより算定した額を下つてはならない。

前項の有價証券の價格の算定に關し、必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十六条 会員は、委託者から証券取引所の有價証券を以て、これに充てることができる。

会員は、その代理店がその会員のためなした受託の取扱につき委託者に対し與えた損害を賠償する責任に任じなければならない。

第六十七条 会員は、委託者から証券取引所の有價証券を以て、これに充てることができる。

会員は、委託者から証券取引所の有價証券を以て、これに充てることができる。

る証券取引所の承認を受けなければならない。

証券取引所は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

会員は、その代理店がその会員のためなした受託の取扱につき委託者に対し與えた損害を賠償する責任に任じなければならない。

第六十五条 何人も、有價証券市場における賣買取引について委託の媒介若しくは取次をし又は委託者の代理人となることを営業とすることができない。但し、証券業者が委託の媒介をなすことを営業とすることは、この限りでない。

第六十六条 会員は、委託を受けた有價証券市場における賣買取引について、有價証券市場において賣付、買付又は受渡ししないでこれをしたと同一又は類似の計算を以て、委託者に対し、その決済をすることができない。

会員が、前項の規定に違反したときは、証券取引所は、當該会員に対する賣買取引を二箇月以上停止し又はこれを除名しなければならない。

第六十七条 会員は、有價証券市場における賣買取引を二箇月以上停止し又はこれを除名しなければならない。

会員が、前項の規定に違反したときは、証券取引所は、當該会員に対する一万円以下の過怠金を課し、その者の有價証券市場における賣買取引を二箇月以上停止し又はこれを除名しなければならない。

第六十八条 証券取引所は、左の事由に因り解散する。

二 総会の決議

三 会員が一人になつたこと

四 設立免許の取消

第五十九條 残余財産は、定款又は総会の決議により別段の定をする場合の外、平等に、これを会員に分配しなければならない。

第七十条 民法第六十九條、第七十條、第七十三條乃至第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條、商法第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十九條、第二百三十一條、第四百十九條及び第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三百三十六條、第三十七條ノ二、第二百三十五條ノ二、第五十二条第二項第三項、第二百三十六條、第二項、第二百三十七條及び第二百三十八條の規定は、証券取引所の解散の場合に、これを準用する。

第一項の規定による委託証拠金は、命令の定めるところにより、有價証券を以て、これに充てることができる。

第六十一条 会員は、有價証券市場における賣買取引の委託を受けるときは、命令の定めるところにより算定した額を下つてはならない。

前項の有價証券の價格の算定に關し、必要な事項は、命令でこれを定める。

準用する。但し、民法第七十条及び第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と読み替えるものとする。

民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十條及び第六十二條の規定は、証券取引所の清算における賣買取引の委託を受けるときは、委託者から証券取引所の委託手数料を徴しなければならない。

証券取引所は、前項の委託手数料について、政府の認可を受けなければならぬ。

第六十二条 会員は、委託を受けた有價証券市場における賣買取引が成立したときは、命令の定めるところにより、賣買報告書を作成し、これを委託者に交付しなければならない。

第六十三条 政府は、必要があると認めるとときは、証券取引所に対する行政官廳の処分に違反したときは、左の処分をすることができる。

第六十四条 政府は、証券取引所の行為が法令若しくは法令に基いてする行政官廳の処分に違反したときは、左の処分をすることができる。

第六十五条 政府は、命令の定めるところにより、有價証券市場における賣買取引を二箇月以上停止する。

第六十六条 政府は、命令の定めるところにより、有價証券市場における賣買取引を二箇月以上停止する。

第六十七条 政府は、命令の定めるところにより、有價証券市場における賣買取引を二箇月以上停止する。

会員が前項の仲介に基く協定を履行しないときは、政府は、當該会員に対し、六箇月以下の有價証券市場における賣買取引の停止を命ずることができる。

第七十六条 この法律に規定するものの外、有價証券市場における賣買取引に関し生ずる弊害を防止するため必要な事項は、命令でこれを定める。

第七十七條 証券取引所には、営業場を置く。

說文釋文

第五章 証券取引委員会
第七十八條 有價証券取引の適正を
秩序を読みなさい

國り投資者の利益を保護するため、政府に証券取引委員会（以下委員会といふ。）を置く。

委員会は、前項に定める目的を達成するため、左の事務を行ふ。

二　この法律に基く命令及び重要
ついて審議すること

三 この法律の施行に関する事項

三
について調査が必要がある場合は、関係者の意見を徴し又は

四 有價証券に関する調査を公表
との帳簿書類の提出を求めるこ

五 すること
この法律の施行のため必要な
予算の作成に關與し、必要があ

二三の件題に關する場合は、その結果を内閣に報告すること

第七十九條 委員会は、委員三人を以て、これを組織する。

から、内閣でこれを命ずる。委員の任期は、三年とする。但

この沿岸旅行後最初に委員となる者の任期は、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とし、

前任者の任期満了前に補欠任命を受けた委員の任期は、前任者の残任期間である。

第八十條 委員は、その任期中、そ
の意に反して解任されない。

第八十一条 委員会に委員長を置く
委員の服務に関しては、官吏服務規律を準用する。

第十八条 第七二八条乃至前条に
き、委員の中から、これを互選す
る。

第六十二條 第七十九條乃至前條に定めるものの外、委員会に關し必要なる事項は、命令でこれを定め

第六章 雜則

第八十三條 政府が第九條第一項

衆議院議事速記録第十七號 証券取引法案外一件 第一讀會

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第八十六條、第九條、第十條第一号乃至第七号の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

附則 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定めること。

第二條 有價証券業取締法、有價券引受業法及び有價証券割賦販賣業法は、これを廢止する。

第三條 取引所法の一部を次のように改正する。

第一條 「免許ヲ受ケテ」の下に「本法ニ依リ」を、「物件」の下に「〔有價証券ヲ除ク〕以下第二十九條ニ規定スル場合ヲ除クノ外同シ」を加える。

第二條 第十一條ノ四第二項、第十六條ノ二第六條第一項乃至第二十九條中「農商務大臣」を「主務大臣」に改める。

第三條 第十一條ノ二第一項を削り、同條第十四項を次のように改める。

合名会社又は株式合資会社ニ在る会員又ハ取引員トナルコトヲ得ス。

第五條 第十一條ノ二第一項中「第三項又ハ第四項」を「又ハ第三項」に改め、同條第四項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第二項若ハ第三項」を「若ハ第三項」に改め、同條第五項中「第一項第三項又ハ第三項」に改める。

第六條 第十一條ノ二第一項中「第三項又ハ第四項」を「又ハ第三項」に改め、同條第二項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第一項若ハ第三項」に改める。

第七條 この法律又はこの法律に基づいて発する命令に規定した事項について、政府のなした違法处分に因り権利を害されたとする者は、当分の間、行政裁判所に出訴することができる。

第八條 この法律は、この法律に基

ては、日本有價証券業取締法、日本有價券引受業法及び日本有價証券割賦販賣業法は、この法律施行後も、

規定により効力を有する。

第五條 有價証券業取締法、有價券引受業法、日本有價証券割賦販賣業法又は日本証券取引所法の規定により免許を取り消された者は、

第六條 この法律施行の際現に日本有價証券業取締法により有價証券業を営む者、日本有價証券引受業法により有價証券引受業を営む者若しくは日本有價証券割賦販賣業を営む者又は日本有價証券業を営む者は、第五条の規定による免許を取り消されたものみなす。

第七條 この法律施行の際現に日本有價証券業取締法により有價証券業を営む者若しくは日本有價証券引受業法により有價証券引受業を営む者若しくは日本有價証券割賦販賣業を営む者若しくは日本有價証券業を営む者は、第五条の規定による免許を取り消されたものみなす。

第八條 この法律施行の際現に日本有價証券業取締法により有價証券業を営む者若しくは日本有價証券引受業法により有價証券引受業を営む者若しくは日本有價証券割賦販賣業を営む者若しくは日本有價証券業を営む者は、第五条の規定による免許を取り消されたものみなす。

第九條 日本証券取引所は、これを有する。日本証券取引所は、これを有する。

第十條 日本証券取引所は、清算の目的の範囲においては、なお存続するものとみなす。この場合において、旧日本証券取引所は、その範囲内において、なおその効力を有する。

第十一條 日本証券取引所の清算是、裁判所の監督による。日本証券取引所の役員又は役員であつた者以外の者の中から、裁判所がこれを選任する。

第十二條 日本証券取引所の清算是、第五條日本証券取引所の清算是、

第十三條 この法律施行前にした行

為置かなければならぬ。商法第二百八十二条第二項の規定により、前項の場合に、これを準用する。

第十四條 商法第二百六十五條、第二百六十六條並びに商法第三十九條第二項、第二百七十六條第一項、第二百七十七條第三項、二百八十九條第三項、第二百五十四條第三項、二百八十一條第二項、二百八十五條、二百八十六條、二百八十七條第一項、本文及び第二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第十五條 民法第四十四條及び第五十四条並びに商法第三十九條第二項、第二百七十六條第一項、二百八十六條、二百八十七條第三項、二百八十九條第三項、第二百五十四條第三項、二百八十一條第二項、二百八十五條、二百八十六條、二百八十七條第一項、本文及び第二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第十六條 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第十七條 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第十八條 商法第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第十九條 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第二十条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第二十一条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第二十二条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第二十三条 商法第二百二十四條、第二百五十五条、第二百二十八條、第二百三十一條乃至第四百二十九條及び第二百三十九條並びに非訟事件手続法第二百三十九條ノ二十五第二項第一百三十九條第一項、二百七十九條第三項、第二百五十四條第三項、二百八十一條第二項、二百八十五條、二百八十六條、二百八十七條第一項、本文及び第二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第二十四条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第二十五条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第二十六条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第二十七条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第二十八条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第二十九条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第三十条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第三十一条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第三十二条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第三十三条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第三十四条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第三十五条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

第三十六条 第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項、二百八十九條第一項、二百九十五条の規定は、日本証券取引所の清算に、これを準用する。

○政府委員(北村徳太郎君)　たゞいま議題となりました證券取引法案はか一
件につきまして、その提案の理由を御
説明申上げます。

初めにまず證券取引法案につき御説
明申し上げます。

有價證券券の發行及び賣買その他の取
引を公正ならしめるとともに、有價證
券の流通を圓滑ならしめまして、國民大
衆が廣く有價證券券を安心して保有す
ることができるよういたすことは資本の形
成が主として有價證券の形式をもつて實行せられてゐる今日、わが國經濟再建の事柄であが
ることは、今さら申すまでもござりますまいが、根本要件たる經濟の徹底的民主化を達成する

八 清算の終了を遅延させる目的を以て前條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたときは、前條第一項において準用する商法第四百二十三條の規定に違反し債権の弁済をしたときは、商法第二百七十四條に定める調査を妨げたとき

九 附 則

むの規定において準用する商法第二百八十二条第三項の規定に違反し書類の閲覧又はその際本若しくは抄本の交付を拒んだとき

五 第八條第六項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）若しくは前條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項に定める公告をすることを怠り又は不正の公告をしたとき

六 第十一條又は前條第一項において準用する商法第二百三十一條の規定に違反し残余財産を分配したとき

七 前條第一項において準用する商法第二百一十四条第三項の規定に違反し破産宣告の請求をするに反し破産宣告の請求をするに反するに至るとき

第三回は、會計のことによつて、諸外國に於ける本體と託者の本體との純粋な権利者たる立場が、當時該會におけることによつて、當該會の運営に影響を及ぼすものである。

書に眞實に反する記載があり、また重要な事項の記載を省略した場合、居出義者は、當該株式または社収得者に對し損害賠償の責に任ずるとともに、右届出書の中に記載したと異なる事項を記載した目論見書の責用者も、また同様に損害賠償の責務または財産の状況に關する報を提出しなければならないことを正すことにいたしておるのであります。なお株式發行者は、毎事業年次に於ける業務または財産の状況に關する報を提出して、これによりまして、投資家の保護を確実なきを期することにいたしましたのります。

一に、證券業者に關しましては、國家の保護、證券業者の資質の向上地より、一定の純資産を常時保有することをその要件といたしまして、この有價證券業者、有價證券引取者及び有價證券割賦販賣者の區段止し、證券業者は、原則として、この者の營んでいた業務を取扱うができることにいたしたのであり

法案による財政の主たる課税は、ますます券取所が所を案をす。以のこのと、務官の監視し、また者のし、清算

業の内
を御説
日本
券取引
所散
設置
いたに
より、
れます
につき
は、日
あつ
と同
勢につ
じめ
しま
しま

買その仲間もしくは、當の手方の由をもしならうとするのである。この結果、證券取引法の施行規則の施行に際しては、獨自の投資家、中間業者、會社の保有する証券の整備と、處分移転の問題が生じたのである。

まし一
ます。の證書、監査本證書を申
ため、
第で、
しま一
する。
ことと
とを申
は、一
しま一

○議長　現在、議論がござります。上記のとおり、議論をすこし括してお話をされたいと思います。

法案は、出資算の實質的とす
てござ
る。日本得て、株式こと
に規定期に、代金を
に屬しない
いたした
一大年
上、速や
は、以上

引法案とし、それを管理する別個に虚偽の記載をしたうえで、不動産の所有権を譲り受けた者にあたる山本達第が、本件をめぐらす。本件は、

が抜き
審査をす
いま
て出い
る詰り
は、よ
うな案は、
法律第
併せに
たして
もつこ
て散々

付託いたし「たし」
付託七十一「たし」
御に「ま」
たまし「ま」
通じ「ま」
曾い「ま」

行し、全國大多數者の自由と權利を抑壓したる事は、既に一掃され、國人全體が此國の主權を掌握することになったのだ。

言ひかへればこれまで、日本は天皇陛下の所有物といふ名義の下に、全國少數な權力者のために拘り盡されたものが澤山あつた。幸運か不幸か、外戦に敗北し、アメリカ軍が駐屯したことになつてから、形勢俄かに一變し、軍閥官僚の徒は、戰犯者として追放され、憲法までも改正されて日本國は始めて全國民の共有物となり、國內の物事はすべて國民多數の意見によつて決定されるに至つた。然るに換言すれば、日本が日本人全體の所有物となつたのだ。既にこうなつた以上は、同國人中に、意見の相違はあつても、仇敵と見るべき團體はないはずだ。然るに議會の現状を見るに、各黨各派が對立反抗し、特に在朝黨と在野黨とは、不俱戴天の仇敵でもあるかの如く對立抗争し、天に亘る他黨の短所を暴露し、又其の効果を妨礙消滅し合つてゐる。その結果は全國民の損害をかもします。このになる。これは、我々が國會開設以来三、四十年にわたる長い間、藩閥軍閥などといふ國敵を討伐するためであつた。此國敵を討伐せんため、我が各種の非常手段を用いたのは、止むを得ざる次第であつたことを察知しなければならぬ。

敗北降伏後の現在の日本は我々が議會とは、全くその性質を異にし、内も外にも仇敵はない、然るに少數の閥たる軍閥が武力を濫用し、全國民を制壓し、以て無謀の外戦を起したためであつた。此國敵を討伐せんため、我

が、そのまま、裏腹するのには、時世の推移と國體の變化を眼中におかざる所業と言わざるを得ない。今日は全國民中に意見の相違はあるつても、仇敵はないのみならず、同胞擧つて、非常の究境に陥り、衣食住にすら苦しんでいる。この現状に在つては、苟も人心あるものは、争闘するかわりに、互讓共援以て差し當り衣食住の窮乏を充實しなければならぬ。同胞兄弟の反抗争闘が止まない限り、いづれの團體が勝つても物資は缺乏し、紙幣は下落し、生活はますます困難に赴かざるを得ない。

現在議會の内外に行われる民衆運動なるものは、いづれもみな消費の増加、物資の減少、紙幣の下落を來し、以てます／＼全國多數人民の生活を困難ならしめる結果に陥らざるものはない。一昨年頃半期まで敵として戰つた米國が、其助共援の態度をとり、わが衣食住を充足せしめんと努めてゐるのに、わが同胞は、かえつて黨を立て、派をわかれ、互にその施設を妨礙し、もつてます／＼生活の困難を増加している。この根本的大誤謬を悔悟し、その方針を一變するにあらざれば、現在の慘狀は、今後ます／＼増加するとも限らず、もつてます／＼危險におもむき、暴動亂闘各地に續發し、外戦以上の慘狀を現出せんまた未だ知るべかららず。いな、その憂惧が頗る多い。然らばどうしたらこの危難を豫防し、全國人民をして互讓共援もつてこの國難をのりきらしめることができるようかと考えるに、國民生活が、ほど安定するまでもして、對立抗爭するところの黨を胥派をして、自癡的に解散せしめよ。外に良法はなかろうかと思ふ。

我國人は、二千年近く專制政治の下に生存してきた結果でもあらうか、その良心が薄弱で服從心が強い。又徒黨的感情も頗る旺盛だ。故に政治的又は労働團體の行爲を見れば、誰れでもこの直を問わず、動くすれば正邪服從することになり、所屬團體多數の意見と對抗することになる。現在の各政黨及び

各地に於ける未知の人物より寄せられたる書状中には、自分は政敵にある者が職務をなげうつて増俸に奔走するのも、よろしくないと信するが、組合の決議だから止むを得ず之に同意してゐる。書いてある者が少くない。又、政黨員中では、その良心に背いて黨議に服従するものが頗る多い。平時、黨員が對立抗争があれば、國家各派が對立抗争する場合に於ては、此の如き非良心的なふるまいをする者があつても大した警告もなかろうが、今日の如き國家生死存亡の際に於ては、こんな闇黽體の對立抗争があれば、朝野の要務をます／＼、瀕瀕亂離に陥らざるを得ない。現にわが帝國は、官紀荒廢、秩序紊亂、無政府状態につてゐる。

二月一日實行の豫定であつたゼネストは、米國駐屯軍の明言を待つまでもなく、帝國の敗滅を招くべき大罪悪だから、國家の敗滅をとくにこれを禁止すべきはずであつたのに、何にもなさず、既然、勤してゐた帝國の大危難が駐屯軍のために救われたのは、實に慚愧の至りである。他國人から日本人は、自らその治安を維持する能はざるもの、即ち獨立の資格なきものと評せられても、之に答える言葉はなからう。

軍閥官僚が無謀の戦争を起せるがために生じたる今日の國難は、建國以來未曾有の辱謫禍であるが、國民の多數も亦誤つてこれを贊助したのだから、徒らにお互に咎め合いばかりして、特に救療の努力を怠つてはならない。

特に終戰後一年半を經て今日に至るも、終戰の辛苦は、増加の傾向するばかりか、ます／＼、する吾人の振舞にも、亦多くの缺點ありしを反省せざるべからず。特にわが國よりは、深大の戦禍を受けた歐洲諸國中には、既に回復の徵證を示せるものあると聞いては、更に一層深く反省しなければならない。

現在に於ける生活難の本源敗北降参といふ精神的苦惱以外の困苦は、衣食住の缺乏であるが、三者中

最も缺乏せざるは、爆撃された大都市住民の家屋であつて、その他の全國大多數人の衣食の分量は、終戦當時に比して別に減少したようにも思われない。果して然らば、いわゆる食料不足の本源は、物資の不足ではなく、その分配が宜しくないためである。言いかえれば、思慮と道徳の不足のためである。農民は穀物の供出を惜しみ、商人は儲蓄品を隠匿し、以てなきだに缺乏せる物資をして、實際以上に缺乏せざるが如き形觀を呈示し、以てますます需要者を苦しめ、又紙幣を下落せしむる此の類の手段によつて、物價を躊躇費させることは、その實、紙幣の乏しさによるが如き形觀を呈示し、以てますます需要者を苦しめ、又紙幣を下落せしむるだらう。かくて同胞を苦しめて、自分も一をするのは、全く智德缺乏の結果である。

兎角 現在の困苦則ち衣食住の缺乏特に衣食の缺乏は、戰禍が主因で、同胞の心得違ひがその副因だ。此のなかが終戦當時よりも一層わるくなつたのは、全く副因のためである。主因は過去にあるから、容易の方は改めるわけにはゆかないが、副因の方は、現在及び将来にもわたるから、同胞の心圓にならう。數十圓の價もないことにならう。かくて同胞を苦しめて、自分も一をするのは、全く智德缺乏の結果である。

民主國となつた現在の日本に於ては、全國民に選ばれた衆議院院長が、先づその本手を示し、その手本は指導しなければならぬ。その手本は平時における各黨各派が反抗鬭争の態度を一變し、同胞愛の精神を以て、互讓共援の實を擧ぐるに在り。

この旨意を實行せんと欲せば、國難がやゝ輕減し同胞の生活が、ほど安定期内閣を組織せざるべからず。同胞の文化が、一層進歩すれば、政黨を解散せざとも、現在のまゝは、政黨を解散せしむるが、各派の聯合の態勢を扭轉せしむるが、暫く政黨を解散し、舉國一致の内閣を組織せざるべからず。同様に、現在のまゝは、政黨を解散せしむるが、各派の聯合の態勢を扭轉せしむるが、暫く政黨を解散し、

その目的を達し得べきが如くにも思われるが、多年身辯思想に出て薰育された我同胞は、徒黨的思想感情が、頗る旺盛で、政黨を結べば必ず他派を仇敵視し、その結果、正邪曲直を問わず、黨議に服従し、動もすれば、社會公益の利害を顧みず、自黨の私益を至上に於けるに至る。故に先づ政黨派を解散するに至り、これは予が半世紀以上にわたる議院生活に於て實驗した所だから、多分まちがいはないからう。平生分まちがいはないからう。

無論理だらうが、國家が死生關頭に立つてゐる今日に於ては、唯一の活路として、諸君が誠心誠意以て此問題を考慮されんことを切望する。

講場の諸君がもし眞思熟慮の上、手書を採用し、上述の如きを擧國一致の應急内閣を組織し、互讐共援以て難局に當らば、必ず相當の好結果を收め得べし。

各黨互に軋轍争闘して、倒閣運動や、ゼネスト煽動等の代りに、官憲振興、肅政の回復、資本供出、低價賃借等の方法を立す実行せば、現在の如き困難な難増期の傾向を一變して、轉減敷治の向むしむるを得べし。

明治の初年に於ては、薩長土肥の四藩と、生駒越まで、全權より國の全權を掌據せらるゝが、聯立内閣を組織する廢藩置縣を斷行し、以て日本を統一せしめた。之に比すれば、今日政黨政治の備等に至るまでの、全國の全權を掌據せるものが、聯立内閣を組織する爲めに、以て外戦後に起れる國人の非行舉業を止めるが如きは寧ろ容易の業であろう。

もし之を爲さずして今日のまゝに推移せば、物資はます／＼缺乏し、紙幣はいよいよ／＼下落し、詐欺、暴行、殺人、強奪等の各種事件に起り、外戦以上の慘禍を捲き起こすに至るであらう。事こゝに至れば、米國軍の力をかりて、治安を回復し、又維持せざるを得ない。これは、我大和民族に獨立の資格ない。豈ん同僚大氣息せざるを得んや。謹んで同僚諸君の虚心坦懐以て、静慮考せらるること切望す。